

(仮称) 水橋地区義務教育学校整備事業 仮契約書 (案)

富山市（以下「市」という。）と【●●●●】（以下「事業者」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、本契約書の条件のほか、富山市契約規則（平成17年規則第37号）及び（仮称）水橋地区義務教育学校整備事業事業契約約款（以下「約款」という。）の定めるところにより、公正な契約を締結するものとする。

（総則）

第1条 市及び事業者双方は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（契約の大要）

第2条 この契約の大要は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 事業名 | (仮称) 水橋地区義務教育学校整備事業 |
| (2) 事業場所 | 富山県富山市水橋中村24他（詳細は約款別紙2「事業用地」に記載） |
| (3) 事業期間 | 契約締結日から令和23年3月31日まで |
| (4) 契約代金額 | 金【〇〇〇〇〇〇〇】円
(うち、取引に係る消費税及び地方消費税相当額【〇〇〇〇】円)
ただし、上記金額に、約款に定める方法による金利変更、物価変動等による増減額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税相当額による増減額を加算した額とし、その内訳金額は約款に定めるところによる。 |
| (5) 支払方法 | 約款第60条の定めるところによる。 |
| (6) 契約保証金 | 約款第39条及び第59条に定めるところによる。 |

（仮契約の効力）

第3条 この契約は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により、富山市議会の議決を得たとき、本契約とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、市及び事業者記名押印の上各々1部を保有する。

令和●年●月●日

(市)

富山県富山市新桜町7番38号

富山市長 藤井 裕久 印

(事業者)

所在地：

事業者名：

代表者名：印

(仮称) 水橋地区義務教育学校整備事業
事業契約約款 (案)

令和4年1月修正版
富山市

目 次

第1章 用語の定義	1
第1条 (用語の定義)	1
第2章 総則	1
第2条 (総則)	1
第3条 (公共性及び事業の趣旨の尊重)	1
第4条 (契約関係書類の適用関係)	1
第3章 本事業の大要	2
第5条 (本事業の概要・事業範囲)	2
第6条 (本事業の事業方式)	2
第7条 (事業者の資金調達)	2
第8条 (事業期間)	2
第9条 (法令等の遵守)	3
第4章 統括管理業務	4
第10条 (統括管理業務)	4
第11条 (統括管理業務の第三者への委託)	4
第5章 本施設及び既存施設の設計業務	5
第12条 (本施設及び既存施設の設計業務)	5
第13条 (設計業務の第三者への委託)	5
第14条 (設計業務に伴う各種調査)	5
第15条 (設計業務に係る許認可及び届出)	6
第16条 (設計業務に対する市のモニタリング)	6
第17条 (設計の変更)	6
第18条 (設計図書等についての責任)	6
第19条 (設計業務の完了)	7
第6章 建設等業務	8
第1節 総則	8
第20条 (建設等業務)	8
第21条 (建設等業務の第三者への委託)	8
第22条 (建設等業務に伴う各種調査)	8
第23条 (施工計画書等)	9
第24条 (建設等業務に係る許認可及び届出)	9
第25条 (建設等業務に伴う近隣対応・対策)	9
第26条 (建設等業務に対する市のモニタリング)	9
第2節 工事監理業務	10
第27条 (工事監理業務)	10
第3節 建設業務	10
第28条 (建設業務)	10

第4節 既存施設解体撤去・杭撤去業務	10
第29条 (既存施設解体撤去・杭撤去業務)	10
第5節 什器備品調達・引越業務	11
第30条 (什器備品調達・引越業務)	11
第7章 工期の変更等	12
第31条 (工期の変更)	12
第32条 (工期の変動による費用負担)	12
第33条 (工事の一時中止)	12
第8章 本施設の完成及び既存施設解体撤去・杭撤去の完了等	13
第34条 (事業者による自主完成検査)	13
第35条 (市による完成確認)	13
第36条 (完成図書及び完成確認合格通知)	13
第9章 損害の発生等	14
第37条 (建設等業務期間中に第三者に及ぼした損害)	14
第38条 (建設等業務期間中の保険)	14
第10章 施設整備業務の契約保証	15
第39条 (施設整備業務の契約保証)	15
第11章 本施設の引渡し等	16
第40条 (本施設の引渡し)	16
第41条 (本施設の引渡しの方法)	16
第42条 (引渡しの期日の変更)	16
第43条 (所有権保存登記)	16
第44条 (サービス購入費の支払い)	16
第45条 (契約不適合責任)	16
第46条 (契約不適合責任期間等)	17
第12章 本施設の維持管理業務	19
第1節 総則	19
第47条 (維持管理業務)	19
第48条 (維持管理業務の第三者への委託)	19
第49条 (維持管理業務に係る許認可及び届出)	20
第50条 (維持管理業務開始の遅延)	20
第51条 (維持管理業務に伴う近隣対応及び対策)	20
第52条 (本施設の修繕)	20
第2節 維持管理業務のモニタリング	21
第53条 (維持管理業務に係る業務報告書)	21
第54条 (維持管理業務に対する市によるモニタリング)	21
第3節 業務の変更等	22
第55条 (維持管理業務の変更)	22
第56条 (維持管理業務の一時中止)	22

第4節 損害の発生等	22
第57条（維持管理業務により第三者等に及ぼした損害）	22
第58条（維持管理業務に係る保険）	22
第5節 維持管理業務の契約保証	23
第59条（維持管理業務の契約保証）	23
第13章 サービス購入費の支払い	24
第60条（サービス購入費の支払い）	24
第61条（サービス購入費の変更）	24
第62条（サービス購入費の減額）	24
第63条（サービス購入費の返還）	24
第14章 事業者の経営状況の報告等	25
第64条（事業者の経営状況に係る報告）	25
第65条（事業者の経営状況に対する市によるモニタリング）	25
第15章 契約期間及び契約の終了	26
第66条（契約期間）	26
第67条（本契約終了時の取扱い）	26
第68条（市による本契約の終了）	26
第69条（事業者による本契約の終了）	28
第70条（市の公益上の事由による契約終了）	29
第71条（法令変更又は不可抗力等による場合の契約の終了）	29
第16章 法令変更	31
第72条（法令変更に係る通知の付与）	31
第73条（法令変更に係る協議及び追加費用の負担）	31
第17章 公租公課	32
第74条（公租公課の負担）	32
第18章 不可抗力	33
第75条（不可抗力に係る通知の付与）	33
第76条（不可抗力に係る協議及び追加費用の負担）	33
第77条（不可抗力への対応）	33
第19章 その他	34
第78条（契約上の地位の譲渡等）	34
第79条（株主の制限）	34
第80条（担保権の設定）	34
第81条（秘密保持）	34
第82条（著作権の利用等）	34
第83条（準拠法）	35
第84条（管轄裁判所）	35
第85条（疑義の決定）	35

別紙一覧

別紙 1	用語の定義	3 6
別紙 2	事業用地の概要	3 9
別紙 3	維持管理業務期間におけるモニタリング及びペナルティの考え方	4 0
別紙 4	事業者が付保する保険	4 4
別紙 5	サービス購入費の支払方法	4 5
別紙 6	サービス購入費の改定方法	5 6
別紙 7	法令変更による損害、損失及び費用の負担割合	5 9
別紙 8	不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合	6 0
別紙 9	保証書の様式	6 1

第1章 用語の定義

(用語の定義)

第1条 (仮称) 水橋地区義務教育学校整備事業事業契約約款における用語の定義は、本文中において特に明示されるものを除き、別紙1に記載する「用語の定義」において定めるところによる。

第2章 総則

(総則)

第2条 本契約は、市及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 市及び事業者は、事業契約書等に基づき、入札説明書等、要求水準書等、事業者提案及び設計図書等に従い、日本国の法令等を遵守し、本契約を履行しなければならない。

(公共性及び事業の趣旨の尊重)

第3条 事業者は、本事業が公共施設の整備事業として、公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たり、その趣旨を尊重するものとする。

2 市及び事業者は、本事業の目的を十分理解し、本事業の実施に当たり、その趣旨を尊重するものとする。

(契約関係書類の適用関係)

第4条 契約関係書類の記載内容に矛盾又は相違がある場合は、事業契約書等、要求水準書等、入札説明書等、事業者提案及び設計図書等の順に優先して適用されるものとする。

2 契約関係書類に疑義が生じた場合は、市及び事業者の間において協議の上、その記載内容に関する事項を決定するものとする。

3 事業者提案及び要求水準書等の内容に差異がある場合は、第1項の規定にかかわらず、事業者提案に記載された提案内容が要求水準書等に記載された要求水準を上回るときに限り、事業者提案が優先して適用されるものとする。

第3章 本事業の大要

(本事業の概要・事業範囲)

第5条 本事業は、契約関係書類に示すとおり、本施設、既存施設及び統合元学校（以下これらを総称して「対象施設」という。）を対象とする施設整備業務、維持管理業務及びこれらに付随し関連する一切の業務により構成する。

- 2 本施設は、本契約に定めるところにより、事業者から市に引き渡すものとする。
- 3 本事業は、契約関係書類に従い、事業者が適正かつ確実に実施するものとし、市は事業者による本事業の適正かつ確実な実施を確保するための措置を執るものとする。
- 4 市は、本契約の定めに従い、事業者に対し、事業者が事業期間にわたり実施する業務に関して、事業者から提供されるサービス購入費に当該サービス購入費に課される消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を加えた額を支払うものとする。

(本事業の事業方式)

第6条 本事業は事業者が既存施設を解体の上、本施設を整備し、本施設の引渡しと同時にその所有権が市に帰属し、以後、市が所有する。なお、本施設は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条第4項に規定する行政財産として位置付けられる。

- 2 事業者は、本契約に定めるところに従い、維持管理業務期間にわたり、維持管理業務等を遂行するものとする。
- 3 本施設に備え付けの設備、什器、備品等は、市及び事業者の間で別途合意されない限り、市が所有するものとする。
- 4 事業者は、施設整備業務着手日から、本施設の引渡し日までの期間、施設整備業務の遂行に必要な範囲で、事業用地を無償で使用することができる。この場合において、事業者は、施設整備業務期間中の事業用地の管理を善良な管理者の注意義務をもって行うものとする。
- 5 事業者は、維持管理業務期間、維持管理業務等の遂行に必要な範囲で、事業用地及び本施設を無償で使用することができる。

(事業者の資金調達)

第7条 事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に必要な一切の費用を負担し、本事業を実施するに当たり必要な資金調達を全て自己の責任において行わなければならない。

(事業期間)

第8条 本事業の事業期間等は、次のとおりとする。

本契約締結日	令和5年6月下旬
事業期間	本契約締結日～令和23年3月31日
設計・建設等期間	本契約締結日～令和8年1月31日（本施設引渡日）

開校準備期間	令和8年2月1日～令和8年3月31日
開校日	令和8年4月1日
維持管理期間	令和8年2月1日～令和23年3月31日

(法令等の遵守)

第9条 事業者は、本事業を実施するに当たり、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

第4章 統括管理業務

(統括管理業務)

- 第10条 事業者は、事業期間にわたり、契約関係書類に基づき自己の費用及び責任で統括管理業務を行わなければならない。
- 2 事業者は、本契約締結後速やかに、契約関係書類に定める要件を満たす統括管理責任者を定め、市にその氏名及び所属等を報告しなければならない。なお、統括管理責任者は代表企業から配置を行うこと。
- 3 事業者は、配置した統括管理責任者を変更しようとするときは、事前に市の承諾を受けなければならない。
- 4 統括管理責任者は個別業務の責任者と兼務することができない。ただし、什器備品調達・引越業務責任者はこの限りではない。
- 5 事業者は、契約関係書類に従って、統括管理業務に係る各種業務計画書及び業務報告書等を市に提出し、必要に応じて確認を受けるものとする。

(統括管理業務の第三者への委託)

- 第11条 事業者は、事前に市への書面による承諾を得た上で、統括管理業務の、全部又は一部を第三者に委託することができる。
- 2 事業者は、前項の規定に基づく委託を行う場合には、当該委託の内容が確認できる契約書の写しを速やかに市に提出しなければならない。
- 3 事業者は、第1項の規定に基づく委託に係る受託者の使用について、全ての責任を負わなければならない。
- 4 第1項の規定に基づく委託に係る受託者の責めに帰すべき事由は、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

第5章 本施設及び既存施設の設計業務

(本施設及び既存施設の設計業務)

- 第12条 事業者は、事業期間にわたり、契約関係書類に基づき自己の費用及び責任で設計業務を行わなければならない。
- 2 事業者は、本契約締結後速やかに、契約関係書類に定める要件を満たす設計業務責任者及び各担当者を定め、その氏名、所属及び実施体制等を市に報告し、確認を受けなければならない。
- 3 事業者は、配置した設計業務責任者を変更しようとするときは、事前に市の承諾を得なければならない。
- 4 設計業務責任者は個別業務の責任者と兼務することができない。
- 5 事業者は、契約関係書類に従って、設計業務に係る各種業務計画書及び業務報告書等を市に提出し、必要に応じて確認を受けるものとする。

(設計業務の第三者への委託)

- 第13条 事業者は、事前に市の書面による承諾を得た上で、設計業務の全部又は一部を第三者に委託することができる。
- 2 事業者は、前項の規定に基づく委託を行う場合、当該委託の内容が確認できる契約書の写しを速やかに市に提出しなければならない。
- 3 事業者は、第1項の規定に基づく委託に係る受託者の使用について、全ての責任を負わなければならない。
- 4 第1項の規定に基づく委託に係る受託者の責めに帰すべき事由は、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

(設計業務に伴う各種調査)

- 第14条 事業者は、必要に応じて事業用地における測量、その他の関係する事前調査を実施しなければならない。
- 2 事業者は、前項の調査を実施する場合には、調査に着手する前に調査計画書を作成し、市に提出しなければならない。
- 3 事業用地につき、各種調査等に伴い、施設整備業務を遂行することを妨げる瑕疵（地質障害、大型の地中障害物、埋蔵文化財、既存施設の杭の状態等を含むがこれらに限定されない。）が判明した場合、これらに起因して事業者に生ずる必要な追加費用及び損害の負担について、市及び事業者は協議し、合理的な範囲で市が負担するものとする。ただし、入札説明書等及び事業用地の現場確認の機会から客観的かつ合理的に推測できない瑕疵に限る。
- 4 事業者は、事前調査及び調査結果に係る一切の責任及び費用を負担しなければならない。
- 5 事業者の事前調査の誤り又は過失に起因して市又は事業者に生じた損害、損失又は費用は、事業者が負担するものとする。

(設計業務に係る許認可及び届出)

第15条 事業者は、設計業務に関する本契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得及び届出を自己の責任及び費用において行わなければならない。

2 市は、事業者からの要請があった場合、事業者の許認可の取得及び届出のために必要な協力をを行うものとする。

(設計業務に対する市のモニタリング)

第16条 事業者は、設計業務の進捗状況に関して、定期的に市に対して説明及び報告を行うものとする。

2 市は、適正かつ確実な整備を確保するため、モニタリングを実施する。市は、隨時、本施設及び既存施設の設計図書等の閲覧等の確認及び業務実施状況の報告を要求することができるものとし、事業者は、市からのその要求に対し最大限協力するものとする。

(設計の変更)

第17条 市は、必要があると認める場合、事業者に対して書面により設計変更を要求することができるものとする。

2 事業者は、当該設計変更要求を受領した場合、速やかにその内容を検討し、市に対し検討結果を通知しなければならない。

3 事業者は、市からの設計変更要求の内容に疑義がある場合、市に対して協議を申し入れることができるものとする。

4 事業者は、市が提示した要求水準書等の内容の変更を伴う設計変更は行うことができないものとする。ただし、特に合理的な理由があり、かつ、事前に市の書面による承諾がある場合は、この限りでない。

5 前4項の場合の設計変更の費用及び変更による追加的費用は、当該設計変更が、市が提供した情報又は資料の誤り若しくは市の提示条件又は指示の不備・変更による場合等、市の責めに帰すべき事由に基づく場合には、市が負担し、事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合には、事業者が負担する。ただし、当該設計変更が法令変更又は不可抗力に基づく場合は、別紙7「法令変更による損害、損失及び費用の負担割合」（以下、「別紙7」という。）及び別紙8「不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合」（以下、「別紙8」という。）に定めるところによる。

6 設計変更により施設整備業務に係る費用が減少する場合には、市及び事業者は、協議により合理的な範囲内で当該費用の減少分をサービス購入費から減額するものとする。

7 市が第1項に基づき設計変更を要求したこと又は第4項の書面による承諾をしたことのいずれかを理由としても、事業者の責任は、免除又は軽減されるものではなく、かつ、市が、施設整備業務について、何ら責任を負担するものではない。

(設計図書等についての責任)

第18条 事業者は、設計変更がなされたか否かを問わず、設計図書等の瑕疵等により生じた前条に規定する以外の増加費用及び損害賠償について責任を負うものとする。ただし、市の

責めに帰すべき事由による場合は市の負担とし、法令変更又は不可抗力による場合は、別紙7及び別紙8に定めるところによる。

- 2 前条及び前項により市が負担すべき増加費用等の支払時期及び支払方法は、当該費用等の金額の確定後に予算措置等必要な手続を経ることを前提として、市及び事業者の協議により決定するものとする。

(設計業務の完了)

第19条 事業者は、本施設及び既存施設の設計業務の完了後、速やかに設計図書等を市に提出しなければならない。また、市は、必要があると認める場合、事業者に説明を求めることができるるものとし、事業者は、市からのその要求に対し最大限協力するものとする。

- 2 市は、前項に基づき提出された設計図書等について、他の契約関係書類との間に不一致又は矛盾があると認めたときは、速やかに事業者に通知するものとする。
- 3 事業者は、前項の通知を受領した場合、自己の費用で速やかに当該不一致又は矛盾を是正するための措置を執り、市の確認を得なければならない。ただし、市の責めに帰すべき事由による場合は市の負担とし、法令変更又は不可抗力による場合は、別紙7及び別紙8に定めるところによる。また、事業者は、前項の通知の内容について疑義がある場合、市に対して協議を申し入れることができる。
- 4 市が第1項に基づき設計図書等を受領したこと、第2項の通知をしないこと又は前項の確認をしたことのいずれを理由としても、事業者の責任は、免除又は軽減されるものではなく、かつ、市が、施設整備業務について、何ら責任を負担するものではない。

第6章 建設等業務

第1節 総則

(建設等業務)

第20条 事業者は、事業期間にわたり、契約関係書類に基づき自己の費用及び責任で建設等業務を行わなければならない。

- 2 事業者は、市から建設等業務の着手の許可通知を受けた後、遅滞なく建設等業務に着手しなければならない。
- 3 事業者は、契約関係書類に従って、建設等業務に係る各種業務計画書及び業務報告書等を市に提出し、必要に応じて確認を受けるものとする。

(建設等業務の第三者への委託)

第21条 事業者は、事前に市の書面による承諾を得た上で、建設等業務の全部又は一部を第三者に請け負わせることができる。この場合において、当該第三者（以下「請負人」という。）が他の者に、請負人が請け負った建設等業務の一部を請け負わせるときは、事業者は、市に対し当該他の者（以下「下請負人」という。）の名称その他の情報を事前に通知しなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定に基づく請負契約を行う場合、当該請負契約の内容が確認できる契約書の写しを市に速やかに提出しなければならない。
- 3 事業者は、第1項の規定に基づく請負に係る請負人又は下請負人の使用について、全ての責任を負わなければならない。
- 4 第1項の規定に基づく請負に係る請負人又は下請負人の責めに帰すべき事由は、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

(建設等業務に伴う各種調査)

第22条 事業者は、自己の費用負担により建設等業務を行うために必要となる事前調査を実施した上で建設等業務を実施しなければならない。

- 2 事業者は、前項の調査を実施する場合には、調査に着手する前に調査計画書を作成し、市に提出しなければならない。
- 3 事業用地につき、各種調査等に伴い、施設整備業務を遂行することを妨げる瑕疵（地質障害、大型の地中障害物、埋蔵文化財、既存施設の杭の状態等を含むがこれらに限定されない。）が判明した場合、これらに起因して事業者に生ずる必要な追加費用及び損害の負担について、市及び事業者は協議し、合理的な範囲で市が負担するものとする。ただし、入札説明書等及び事業用地の現場確認の機会から客観的かつ合理的に推測できない瑕疵に限る。
- 4 事業者は、事前調査及び調査結果に係る一切の責任を負担しなければならない。
- 5 事業者の事前調査の誤り又は過失に起因して市又は事業者に生じた損害、損失又は費用は、事業者が負担するものとする。

(施工計画書等)

- 第23条 事業者は、詳細工程表を含む施工計画書を建設等業務の着手前で、市及び事業者との協議により定める日までに市に提出しなければならない。事業者は、必要がある場合には、市と協議の上、当該施工計画書の内容を変更することができ、この場合においては、変更後の施工計画書を速やかに市に提出しなければならない。
- 2 市は、前項に基づき事業者が市に提出した書類が、契約関係書類との間に不一致又は矛盾があると認めた場合、速やかに事業者に書面により通知するものとする。
 - 3 事業者は、前項の規定による通知を受領した場合、速やかに当該不一致又は矛盾を是正するために、当該書類を訂正する等の措置を執り、市の確認を得なければならない。事業者は、前項の通知の内容について疑義がある場合、市に対して協議を申し入れができる。
 - 4 市が第1項に基づき当該施工計画書を受領したこと、第2項の通知をしないこと又は前項の確認をしたことのいずれを理由としても、事業者の責任は、免除又は軽減されるものではなく、かつ、市が、建設等業務について、何ら責任を負担するものではない。

(建設等業務に係る許認可及び届出)

- 第24条 事業者は、建設等業務に関する本契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得及び届出を自己の費用及び責任において行わなければならない。
- 2 市は、事業者からの要請があった場合、前項の許認可の取得及び届出のために必要な協力をを行うものとする。
 - 3 事業者は、市が行わなければならない許認可の取得及び届出のために必要な協力をを行うものとする。

(建設等業務に伴う近隣対応・対策)

- 第25条 事業者は、自己の責任及び費用で、騒音、振動、悪臭、粉塵発生、交通渋滞その他建設工事等が近隣の生活環境に与える影響を勘案して、必要な近隣対応・対策を実施し、市に事前にその内容及び事後にその結果を報告しなければならない。
- 2 市は、事業者からの要請がある場合、事業者による近隣対応・対策に対し必要な協力をを行うものとする。

(建設等業務に対する市のモニタリング)

- 第26条 市は、事業者が契約関係書類に従い建設等業務を実施していることを確認するため、モニタリングを行う。
- 2 市は、事業者に対し建設等業務に関する説明を求めることができ、かつ、建設等業務の現場において、その進捗状況を立会いの上確認することができるものとする。
 - 3 事業者は、前項に規定する説明及び確認の実施について、市に対して最大限の協力をし、市に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせなければならない。
 - 4 前3項に規定する説明等の結果、事業者による建設等業務が、契約関係書類を満たしていないものと認められる場合、市は、事業者に対してその是正を求めることができるものとす

る。事業者は、その要求について疑義がある場合、市に対して協議を申し入れができるものとする。

- 5 市が前4項に規定する立会い又は確認等を実施したことを理由として、事業者の責任は、免除又は軽減されるものではなく、かつ、市が、建設等業務について、何ら責任を負担するものではない。

第2節 工事監理業務

(工事監理業務)

第27条 事業者は、本契約締結後速やかに、契約関係書類に定める要件を満たす工事監理業務責任者及び各担当者を定め、その氏名、所属及び実施体制等を市に報告し、確認を受けなければならない。

- 2 事業者は、配置した工事監理業務責任者を変更しようとするときは、事前に市の承諾を得なければならない。
- 3 工事監理業務責任者は個別業務の責任者と兼務することができない。
- 4 市は、事業者に対し、隨時、施設整備業務についての報告を要求することができる。市が当該報告を要求したときは、事業者は、工事監理業務責任者に、市に対する施工の事前説明及び事後報告並びに現場での施工状況の確認等報告を行わせるものとする。

第3節 建設業務

(建設業務)

第28条 事業者は、本契約締結後速やかに、契約関係書類に定める要件を満たす建設業務責任者及び各担当者を定め、その氏名、所属及び実施体制等を市に報告し、確認を受けなければならない。

- 2 事業者は、配置した建設業務責任者を変更しようとするときは、事前に市の承諾を得なければならない。
- 3 建設業務責任者は個別業務の責任者と兼務することができない。

第4節 既存施設解体撤去・杭撤去業務

(既存施設解体撤去・杭撤去業務)

第29条 事業者は、本契約締結後速やかに、契約関係書類に定める要件を満たす既存施設解体撤去・杭撤去業務責任者及び各担当者を定め、その氏名、所属及び実施体制等を市に報告し、確認を受けなければならない。

- 2 事業者は、配置した既存施設解体撤去・杭撤去業務責任者を変更しようとするときは、事前に市の承諾を得なければならない。
- 3 既存施設解体撤去・杭撤去業務責任者は個別業務の責任者と兼務することができない。

第5節 什器備品調達・引越業務

(什器備品調達・引越業務)

第30条 事業者は、本契約締結後速やかに、契約関係書類に定める要件を満たす什器備品調達・引越業務責任者及び各担当者を定め、その氏名、所属及び実施体制等を市に報告し、確認を受けなければならない。

2 事業者は、配置した什器備品調達・引越業務責任者を変更しようとするときは、事前に市の承諾を得なければならない。

3 什器備品調達・設置業務責任者は個別業務の責任者と兼務することができない。ただし、統括管理業務責任者についてはこの限りではない。

第7章 工期の変更等

(工期の変更)

第31条 市が事業者に対して工期の変更を請求した場合、市及び事業者は、協議により当該変更の当否を決定するものとする。ただし、当該協議が不調に終わった場合は、市が当該変更の当否を決定するものとし、事業者は、これに従わなければならない。

2 事業者が、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由（契約関係書類及び事業用地の現場確認の機会から客観的かつ合理的に推測できない既存施設の杭の状態を含む。）により、市に対して工期の変更を請求した場合は、市は、合理的な理由なく工期の変更の承認を留保し、拒絶し、又は遅延してはならず、市及び事業者は、協議により変更内容を決定するものとする。

(工期の変更による費用負担)

第32条 市は、市の責めに帰すべき事由により、本施設引渡日が本施設引渡予定日より遅延した場合は、当該遅延に伴い事業者が負担した合理的な増加費用に相当する額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を事業者に支払うものとする。不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由の場合は別紙8による。

2 事業者は、事業者の責めに帰すべき事由により工期が変更され、本施設引渡日が本施設引渡予定日より遅延した場合、当該遅延に伴い市に発生した合理的な損害額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を市に支払うものとする。

(工事の一時中止)

第33条 市は、必要があると認める場合、事業者に対し建設等業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

2 市は、前項の場合において、必要があると認めるときは、工期を変更することができる。

3 市は、市の責めに帰すべき事由により工期を変更した場合、建設等業務の一時中止に伴い事業者が負担した合理的な増加費用に相当する額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を事業者に支払うものとする。不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由の場合は別紙8による。

第8章 本施設の完成及び既存施設解体・杭撤去の完了等

(事業者による自主完成検査)

- 第34条 事業者は、契約関係書類に従って自主完成検査を実施しなければならない。
- 2 事業者は、前項の自主完成検査の日程及び内容をその実施の7日前までに市に対して通知しなければならない。また、市は、この自主完成検査に立ち会うことができるものとする。
- 3 事業者は、市の立会いの有無にかかわらず、市に対して第1項の自主完成検査の結果について、建築基準法第7条第5項に定める検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告しなければならない。
- 4 部分引渡しがある場合は、前3項の規定に基づき、引渡し対象ごとに自主完成検査を実施しなければならない。

(市による完成確認)

- 第35条 市は、本施設の引渡し及び既存施設（杭を含む）の解体・撤去完了に先立ち、前条に規定する事業者による自主完成検査の結果報告を受けた日から14日以内に完成確認を実施するものとする。
- 2 市は、事業者が前項の完成確認に合格しない場合、事業者に対し是正等の適切な措置を求めることができるものとする。事業者は、その内容について疑義がある場合、市に対して協議を申し入れができるものとする。
- 3 部分引渡しがある場合は、前2項の規定に基づき、引渡し対象ごとに完成確認を実施するものとする。

(完成図書及び完成確認合格通知)

- 第36条 事業者は、前条の完成確認に合格したときは、完成図書を速やかに市に提出しなければならならない。
- 2 市は、事業者が前条の完成確認に合格したときには、事業者に対し、速やかに完成確認合格通知書を交付しなければならない。
- 3 事業者は、市からの完成確認合格通知書の交付がなければ本施設の引渡しができないものとする。
- 4 部分引渡しがある場合は、引渡し対象ごとに前3項の規定に従うものとする。
- 5 市は、事業者から提出された完成図書を本施設の修繕等のために利用し、かつ、必要な改変を加えることができるものとする。

第9章 損害の発生等

(施設整備業務期間中に第三者に及ぼした損害)

第37条 事業者が施設整備業務に関し、第三者に損害を及ぼした場合、直ちに市へ報告し、当該損害のうち、事業者の責めに帰すべき事由によるものは、事業者が賠償し、自らの責任及び費用負担で対処しなければならない。

(施設整備業務期間中の保険)

第38条 事業者は、施設整備業務期間中、別紙4「事業者が付保する保険」のうち、施設整備業務期間の欄に掲げる保険に加入、又は請負人を同保険に加入させなければならない。

第10章 施設整備業務の契約保証

(施設整備業務の契約保証)

第39条 事業者は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。付された保証が第3号から第4号までのいずれかの場合にあっては、事業者が別途定める保証又は履行保証保険契約を締結した後若しくは請負人をして別途定める保証又は履行保証保険契約を締結せしめた後、直ちにその保証証券を市に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供（ただし、富山市契約規則（平成17年規則第37号）第26条の額面規程によるものとする。）

(3) 施設整備業務に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は市が確実と認める金融機関等の保証

(4) 施設整備業務に係る債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
(ただし、市以外の者を被保険者とする場合は、保険金請求権上に、本事業に関する市の事業者に対する違約金支払請求権を被担保権として、市を第一順位とする質権を設定することとする。なお、係る質権設定の費用は、事業者が負担しなければならない。)

2 前項の保証に係る契約保証金の額は、別紙5に記載する「サービス購入費の支払方法」の「2. サービス購入費の構成」のうち、サービス購入費A—1、A—2、B、C及びE—1に相当する金額から割賦手数料を控除した額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、事業者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証保険契約を締結したときは、契約保証金の納付を免除するものとする。

4 契約金額の変更があった場合には、第1項に規定する保証の額が変更後の別紙5に記載する「サービス購入費の支払方法」の「2. サービス購入費の構成」のうち、サービス購入費A—1、A—2、B、C及びE—1に相当する金額から割賦手数料を控除した額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1に達するまで、市は、当該保証の額の増額を請求することができるものとし、事業者は、保証の額の減額を請求することができるものとする。ただし、保証の額の変更に伴う経費は事業者が負担するものとする。

5 契約保証金は、施設整備業務の履行後、本施設の最終引渡し日以降速やかに還付するものとする。なお、利息等の付与は行わないものとする。

6 部分引渡しがある場合は、前項の規定に基づき、引渡し対象ごとに、該当する契約保証金を速やかに還付するものとする。

第11章 本施設の引渡し等

(本施設の引渡し)

- 第40条 事業者は、市からの完成確認合格通知書を受領したあと、速やかに本施設を市に引き渡さなければならない。
- 2 前項による引渡しにより、事業者が原始取得していた本施設の所有権を市が取得するものとし、引渡しは令和8年1月31日までに事業者未使用にて行われるものとする。
- 3 部分引渡しがある場合は、引渡しの対象ごとに前2項の規定に従うものとする。

(本施設の引渡しの方法)

- 第41条 事業者は、市に対し、本施設に一切の制限物権が設定されていない状態で、所有権保存登記手続に必要な書類の交付その他一切の必要な手続を執らなければならない。
- 2 事業者は、市への本施設の引渡しに際して生じる一切の費用を負担しなければならない。

(引渡しの期日の変更)

- 第42条 市は、市の責めに帰すべき事由により、本施設引渡日が本施設引渡予定日より遅延した場合、当該遅延に伴い事業者が負担した合理的な増加費用に相当する額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を事業者に支払うものとする。不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由の場合は別紙8による。
- 2 事業者の責めに帰すべき事由により、本施設引渡日が本施設引渡予定日より遅延した場合、事業者は、当該遅延に伴い市に発生した合理的な損害額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を市に支払うものとする。
- 3 部分引渡しがある場合は、引渡し対象ごとに前2項の規定に従うものとする。

(所有権保存登記)

- 第43条 本施設の所有権は、その引渡し日に市が取得するものとし、所有権保存登記手続は、市が必要に応じて行うものとする。
- 2 部分引渡しがある場合は、引渡し対象ごとに前項の規定に従うものとする。

(サービス購入費の支払い)

- 第44条 市は、本施設の引渡し等を受け、その内容が契約関係書類に適合していることが市により確認されることを条件として、別紙5「サービス購入費の支払方法」に規定するサービス購入費を支払うものとする。

(契約不適合責任)

- 第45条 市は、引き渡された本件工事の目的物（本施設を含む。以下同じ）が種類又は品質に関して本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、事業者に過失があるか否かにかかわらず、事業者に対し、相当の期間を定めてその目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、事業者は、市に不相当な負担を課するものでないときは、市が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、市が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、市は、その契約不適合の程度に応じてサービス購入費の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにサービス購入費の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 本契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約した目的を達することができない場合において、事業者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、市がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 第1項の場合において、事業者は、当該契約不適合に起因して市が被った一切の損害を賠償しなければならない。

(契約不適合責任期間等)

- 第46条 前条第1項及び第4項に規定する履行の追完若しくは損害賠償の請求、又は前条第3項に規定された減額請求は、本施設の引渡しを受けてから2年以内に行われなければならない。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠など当該請求等の根拠を示して、事業者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
 - 3 市が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）のうちに契約不適合を知り、その旨を事業者に通知した場合において、市が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法により請求等をしたときは、契約不適合責任期間のうちに請求等をしたものとみなす。
 - 4 市は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
 - 5 前各項の規定は、契約不適合が事業者の故意又は重大な過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する事業者の責任については、民法の定めるところによる。
 - 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
 - 7 市は、本件工事の目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに事業者に通知しなければ、当該契約不適合に係る請求等をすることができない。ただし、事業者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りではない。
 - 8 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は市の指図により生じたものであるときは、市は当該契約不適合を理由として請求等をすることができない。ただし、事業者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

9 事業者は、別紙9「保証書の様式」に定める様式により、本条に基づく事業者の債務を市に対して保証する旨を規定した保証書を、（建設企業の名称、解体企業の名称及び什器備品調達・引越企業の名称）から徴収し、本施設の工事完工日の14日前までに市に差入れるものとする。

第12章 本施設の維持管理業務

第1節 総則

(維持管理業務)

第47条 事業者は、維持管理業務期間中、契約関係書類並びに次項に規定する維持管理業務仕様書等に従い、自己の費用及び責任で、本施設を所定の機能及び性能が正常に発揮される状態に維持し、利用者等が本施設を安全、快適に利用できるサービスの質及び水準を保持することを目的として、本施設の維持管理業務を行わなければならない。

- 2 事業者は、契約関係書類に基づき、市と協議し、市の承諾を得た上で、事業者による維持管理業務の仕様を定める維持管理業務仕様書を、維持管理業務着手の30日前までに市に提出し、確認を受けなければならない。事業者は、市と協議し、市の承諾を得た上で維持管理業務仕様書の内容を変更することができるものとする。
- 3 事業者は、維持管理業務着手30日前までに契約関係書類及び維持管理業務仕様書等に定める要件を満たす維持管理業務責任者及び各担当者を定め、その氏名、所属及び実施体制等を市に報告し、確認を受けなければならない。
- 4 事業者は、配置した維持管理業務責任者を変更しようとするときは、事前に市の承諾を得なければならない。
- 5 維持管理業務責任者は個別業務の責任者と兼務することができない。
- 6 事業者は、維持管理業務開始予定日までに維持管理業務の実施のために必要な一切の準備を完了し、かつ、市に対しその旨を報告しなければならない。
- 7 市は、前項の規定による報告を受けたときは、事業者の業務実施体制を確認し、事業者は、その確認に協力するものとする。市は、当該確認の結果、事業者により維持管理業務仕様書並びに維持管理業務計画書に従った業務実施体制が整備されていない場合、事業者に対しその是正を求めることができるものとする。
- 8 事業者は、契約関係書類及び維持管理業務仕様書等に従って、維持管理業務に係る各種業務計画書及び業務報告書等を市に提出し、必要に応じて確認を受けるものとする。
- 9 市が前8項に規定する計画書等を確認したこと、第54条に規定するモニタリングを実施したこと等を理由として、事業者の責任は免除又は軽減されるものではなく、かつ、市が、維持管理業務について、何ら責任を負担するものではない。

(維持管理業務の第三者への委託)

第48条 事業者は、事前に市への書面による承諾を得た上で、維持管理業務の全部又は一部を第三者に委託することができる。

- 2 事業者は、前項の規定に基づく委託を行う場合、当該委託の内容が確認できる契約書の写しを市に速やかに提出しなければならない。
- 3 事業者は、第1項の規定に基づく受託者の使用について、全ての責任を負わなければならぬ。

4 第1項の規定による委託に係る受託者の責めに帰すべき事由は、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

(維持管理業務に係る許認可及び届出)

第49条 事業者は、維持管理業務に関する本契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得及び届出を自己の責任及び費用において行わなければならない。

2 市は、事業者の要請があった場合、前項の事業者の許認可の取得及び届出のために必要な協力をを行うものとする。

3 事業者は、市の要請があった場合、維持管理業務に関する市の許認可の取得及び届出のために必要な協力をを行うものとする。

(維持管理業務開始の遅延)

第50条 市及び事業者は、維持管理業務開始日が、維持管理業務開始予定日よりも遅延した場合、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより責任を負うものとする。

(1) 市の責めに帰すべき事由による場合 遅延日数に応じて、事業者が実際に負担した合理的な追加的経費の額から事業者が出費を免れた経費の額を控除して得られる金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を市が事業者に対して支払うこと。

(2) 事業者の責めに帰すべき事由による場合 富山市契約規則第39条の規定により、維持管理業務期間の初年度のサービス購入費の年額について、遅延日数に応じて、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率(以下「支払遅延防止法の率」という。)による金額を日割り計算した遅延損害金を事業者が市に対して支払うこと。ただし、市が被った合理的な範囲の損害のうち、遅延損害金により回復されない部分があるときは、市は、事業者に対して、当該部分について損害賠償の請求を行うものとする。

(3) 法令変更又は不可抗力による場合 遅延日数に応じて、事業者が実際に負担した合理的な追加的経費の額から事業者が出費を免れた経費の額を控除して得られる金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を別紙7及び別紙8を踏まえて市が事業者に支払う。

2 市が事業者に対し維持管理業務開始に係る遅延期間につき支払うべき金額は、前項に規定する金額に限られ、別途維持管理業務に係る支払いは行わないものとする。ただし、施設整備業務に係る支払いはこの限りではない。

(維持管理業務に伴う近隣対応及び対策)

第51条 事業者は、維持管理業務に関して必要な近隣対応及び対策を自己の費用及び責任で実施しなければならない。

2 市は、事業者からの要請がある場合、前項に規定する事業者による近隣対応及び対策に対し必要な協力をを行うものとする。

(本施設の修繕)

第52条 事業者は、維持管理業務期間中、本施設の予防保全に努めるとともに、本施設の修

繕を行うものとする。

- 2 事業者は、維持管理業務期間中において、事業者が提案した長期修繕計画書及び事業期間修繕計画書に基づき、市と協議の上、本施設の修繕を行うものとする。
- 3 前項の他、市の判断及び費用により、必要に応じて、事業者をして本施設の全部又は一部の設備更新及び改良を行わせしめることができるものとする。
- 4 事業者は、必要に応じ、本条に規定する設備更新及び改良を完成図書に反映し、かつ、使用した設計図書等を市に提出しなければならない。

第2節 維持管理業務のモニタリング

(維持管理業務に係る業務報告書)

- 第53条 事業者は、契約関係書類及び維持管理業務仕様書等に従って、維持管理業務に係る各種業務報告書等を市に提出し、必要に応じて確認を受けるものとする。
- 2 事業者は、維持管理業務期間中、維持管理業務に関して緊急の対応が必要な事故、事件等のトラブルが発生した場合、又は利用者等からの苦情、要望等があった場合には、速やかに当該事故等の内容、それに対する対応策及び当該事故等に関する状況を記載した業務報告書（以下「随時業務報告書」という。）を市に提出しなければならない。

(維持管理業務に対する市によるモニタリング)

- 第54条 市は、自己の費用で維持管理業務の状況を確認し、事業者による維持管理業務が契約関係書類及び維持管理業務仕様書等（以下「要求サービス水準」という。）に適合しているかを確認するために、次のとおりモニタリングを実施する。ただし、事業者に発生する費用は、事業者が負担するものとする。

(1)定期モニタリング

市が、事業者から提出される各種業務報告書等を確認するほか、現地巡回、業務監視、事業者への説明要求等により業務遂行状況を把握し、業務報告書等の記載事項の事実の検証を行う。

(2)随時モニタリング

市が必要と認めたときに事業者に提出を求める随時業務報告書を確認するほか、前号と同様の内容のモニタリングを随時行う。

- 2 市は、前項のモニタリングの実施の際に、事業者に事前に通知することにより、本施設の維持管理業務の状況について、説明及び立会いを要求することができるものとし、事業者は、市からのその要求に対し最大限協力するものとする。
- 3 市は、第1項に規定するモニタリングの結果に基づき、事業者による業務の実施状況の良否を判断し、この判断結果を事業者に通知するものとする。
- 4 市は、第1項のモニタリングの結果、事業者による業務の実施状況について、本施設の全部若しくは一部が本来有すべき機能にて利用できない状況にあると認められる場合又は要求サービス水準に適合していないと認められる場合には、事業者に対し別紙3に記載する「維

持管理業務期間におけるモニタリング及びペナルティの考え方」に基づき、措置を行うことができるものとする。

第3節 業務の変更等

(維持管理業務の変更)

第55条 市及び事業者は、市が事業者に対して維持管理業務の内容の変更を請求した場合、協議により当該変更の当否を決定するものとする。この場合において、当該協議が不調に終わったときは、市が、当該変更の当否を決定するものとし、事業者は、これに従わなければならない。

- 2 市及び事業者は、事業者が不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、市に対して維持管理業務の内容の変更を請求した場合、協議により当該変更の当否を決定するものとする。この場合において、当該協議が不調に終わったときは、市が、当該変更の当否を決定するものとし、事業者は、これに従わなければならない。
- 3 前2項に規定する維持管理業務内容の変更により維持管理業務に係る費用が増減する場合、市及び事業者は、協議により合理的な範囲内で当該費用の増減分及び当該額に係る消費税等相当額の合計額をサービス購入費から変更することができるものとする。この場合において、当該協議が不調に終わり、市の責めに帰すべき事由による業務内容の変更に起因して維持管理業務に係る費用が増加するときは、市は合理的な当該増加費用及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を負担するものとし、減少するときはサービス購入費の減額は行わないものとする。

(維持管理業務の一時中止)

第56条 市は、必要があると認める場合、事業者に対し維持管理業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 前項の場合において、市が必要と認めるときは、維持管理業務の内容を変更することができる。市は、維持管理業務の一時中止に伴う増加費用及び事業者に生じた損害額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額を市の責めに返すべき事由の場合は負担する。不可抗力の場合は別紙8に基づき、事業者の責めに帰すべき事由による場合は負担しない。

第4節 損害の発生等

(維持管理業務により第三者等に及ぼした損害)

第57条 事業者は、維持管理業務に関し、事業者の責めに帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えた場合、市又は第三者が被った損害を賠償するものとする。

(維持管理業務に係る保険)

第58条 事業者は、前条に定める損害賠償に係る事業者の負担に備えるため、本施設の維持管理業務期間中、別紙4「事業者が付保する保険」のうち、維持管理業務期間中の第三者賠

償責任保険又はこれに相当する保険に加入する等、自己の費用で適切な損害賠償保険に加入しなければならない。

- 2 第48条の規定により本施設の維持管理業務を第三者に委託する場合は、事業者が適切な損害賠償に加入、又は受託者を当該保険に加入させなければならない。
- 3 事業者は、前2項に規定する保険に係る契約書及び保険証書の写しを当該保険の契約締結後、速やかに市に提出しなければならない。
- 4 事業者は、第1項に係る保険金請求権について、担保権を設定してはならない。

第5節 維持管理業務の契約保証

(維持管理業務の契約保証)

第59条 事業者は、維持管理業務の契約保証として、維持管理業務の開始日までに、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。この場合において、付された保証が第3号又は第4号のいずれかのときには、事業者が別途定める保証又は履行保証保険契約を締結した後若しくは維持管理業務の受託者をして別途定める保証又は履行保証保険契約を締結せしめた後、直ちにその保証証券を市に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供（ただし、富山市契約規則（平成17年規則第37号）第26条の額面規程によるものとする。）
- (3) 本施設の維持管理業務に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は市が確実と認める金融機関等の保証
- (4) 本施設の維持管理業務に係る債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結（ただし、市以外の者を被保険者とする場合は、保険金請求権上に、本事業に関連する市の事業者に対する違約金支払請求権を被担保権として、市を第一順位とする質権を設定することとする。なお、係る質権設定の費用は、事業者が負担しなければならない。）
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額は、別紙5「サービス購入費の支払方法」の「2.サービス購入費の構成」のうち、各事業年度のサービス購入費D及びE-2の合計金額（消費税等相当額を含む。）の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、事業者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証保険契約を締結したときは、契約保証金の納付を免除するものとする。
- 4 市は、契約金額の変更があった場合、第1項に規定する保証の額が変更後の各事業年度のサービス購入費D及びE-2の合計金額（消費税等相当額を含む。）の10分の1に達するまで、当該保証の額の増額を請求することができるものとし、事業者は、保証の額の減額を請求することができるものとする。ただし、保証の額の変更に伴う経費は事業者が負担するものとする。
- 5 契約保証金は、本施設の維持管理業務の事業期間終了後速やかに還付するものとする。なお、利息等の付与は行わない。

第13章 サービス購入費の支払い

(サービス購入費の支払い)

第60条 市は、事業者が契約関係書類に従い提供するサービスを市が購入する対価として、別紙5「サービス購入費の支払方法」に従い、事業者に対してサービス購入費を支払うものとする。

2 市によるサービス購入費の構成、支払金額、支払スケジュール及び支払方法は、別紙5「サービス購入費の支払方法」に定めるとおりとする。

(サービス購入費の変更)

第61条 サービス購入費の改定方法は、別紙6「サービス購入費の改定方法」のとおりとする。

(サービス購入費の減額)

第62条 市は、事業者が提供するサービスが、第54条に規定する維持管理業務に対するモニタリングの結果、要求サービス水準に適合しない業務（以下「不適合業務」という。）として認められ、市から事業者に対して改善勧告がなされたにもかかわらず、改善のために相当な期間経過後も改善がなされなかった場合には、別紙3「維持管理業務期間におけるモニタリング及びペナルティの考え方」に基づき、維持管理業務のサービス購入費を減額することができるものとする。

2 市は第45条の規定に基づき、サービス購入費の減額を請求することができるものとする。

(サービス購入費の返還)

第63条 市は、事業者から提出された各種業務報告書等又は市への支払請求書等に虚偽の記載があること、若しくはモニタリングに際して事業者の行う説明の重要な点において真実との不一致があること（以下「不実等」という。）が判明した場合には、当該不実等がなければ市が本来支払う必要のないサービス購入費の相当額について、サービス購入費の支払いを行わないものとする。

2 事業者は、前項の不実等により受領した過払いのサービス購入費の相当額又は不実等がなければ事業者が減額し得たサービス購入費の相当額に、当該不実等が行われた日からの日数に応じて、支払遅延防止法の率による金額を日割り計算した遅延損害金を付して市に返還しなければならない。

第14章 事業者の経営状況の報告等

(事業者の経営状況に係る報告)

第64条 事業者は、事業期間中、毎事業年度の財務書類（決算報告書及び監査報告書等）を作成し、毎会計年度の最終日から起算して3か月以内に、公認会計士又は監査能力のある第三者の会計監査を受けた上で、監査済財務書類の写しを市に提出し、市に監査報告を行わなければならない。

(事業者の経営状況に対する市によるモニタリング)

第65条 市は、前条の規定により提出された財務書類による財務状況の確認により、必要があると認められる場合、事業者に対し財務状況の改善を勧告できるものとする。

2 事業者は、前項の規定により勧告がなされた場合、速やかに財務状況改善計画書を市に提出し、その確認を受け、当該改善計画を適切に実行しなければならない。

第15章 契約期間及び契約の終了

(契約期間)

第66条 本契約の有効期間は、本契約締結日から令和23年3月31日までとする。ただし、事業期間終了日経過時において未履行である市又は事業者の本契約上の義務及びそれに起因して事業期間終了日の経過後に発生した義務は、その履行が完了するまで法的拘束力を延長するものとする。

(本契約終了時の取扱い)

第67条 事業者は、本契約終了に当たり、市が継続的に維持管理業務を行うことができるよう、本施設の維持管理業務に係る必要事項を市に説明し、事業者が使用した維持管理業務に関する操作要領、申し送り事項その他の関係資料を市に提供する等、本施設の維持管理業務の引き継ぎに必要な協力を行わなければならない。

2 事業者は、本契約終了に当たり、その後一定期間の間本施設が要求水準書を満たす状態で、本施設を市に引き渡さなければならない。事業者は、本契約終了後の間に、本施設に関して事業者の責めに帰すべき事由による要求水準書の未達が発生した場合には、自己の責任及び費用負担において必要な補修をしなければならない。

(市による本契約の終了)

第68条 市は、本施設の市への引渡しの前に、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、事業者に対し書面で通知することにより、本契約の全部を解除して終了させ、又は解除せずに事業者の契約上の地位を市が選定した第三者に移転させることができるものとする。

(1) 事業者が施設整備業務に着手すべき日を経過したにもかかわらず、施設整備業務に着手せず、市が相当の期間を定めて催告しても着手しないことについて、事業者から市が納得できる程度の合理的な説明がなされないとき。

(2) 事業者の責めに帰すべき事由により、本施設引渡予定日に、本契約に従って本施設の引渡しがなされないとき。ただし、市及び事業者の合意により本施設引渡予定日が変更された場合は、この限りでない。

(3) 前2号に定めるほか、事業者が本契約に違反し、市が相当の期間を定めて催告しても、その違反の状態が解消されず、かつ、当該違反により本事業の目的が達成できないと認められるとき。

2 市は、本施設の市への引渡しの後に、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合、事業者に対し書面で通知することにより、本契約の全部を解除して終了させ、又は解除せずに事業者の契約上の地位を市が選定した第三者に移転させることができるものとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により、開校予定日までに（仮称）水橋地区義務教育学校が開校できないとき又はその見込みがないことが明らかになったとき。ただし、市及び事業者の合意により開校予定日が変更された場合は、この限りでない。

(2)事業者が提供するサービスが、第54条に規定する維持管理業務に対するモニタリングの結果、第62条に規定する不適合業務として認められ、別紙3「維持管理業務期間におけるモニタリング及びペナルティの考え方」に基づき、市から事業者に対して改善勧告がなされたにもかかわらず、改善のために相当な期間経過後も改善がなされず、かつ、当該不適合な状態により本事業の目的の達成が不可能であると認められたとき。

(3)事業者が提供するサービスが、第54条に規定する維持管理業務に対するモニタリングの結果、事業者の責めに帰すべき事由により、連続して30日以上又は1年間のうち100日以上、要求サービス水準を満たしていないと認められる状況が存在したとき。

3 市は、本施設の市への引渡しの前後を問わず、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合、書面により事業者に通知することにより、本契約の全部を解除して終了させることができるものとする。

(1)本施設が利用できない等、事業者による本事業の放棄と認められる状況が、7日以上継続したとき。

(2)事業者が、破産、会社更生、民事再生、特別清算及び今後制定される倒産に関する法律に基づく手続その他これらに類する法的倒産手続について、事業者の取締役会等での申立てを決議したとき又は事業者の取締役等を含む第三者によってその申立てがなされたとき。

(3)事業者が支払不能又は支払停止となったとき。

(4)事業者が故意又は過失により、通常業務報告書等及び随時業務報告書、財務書類、請求書等に著しい虚偽記載を行ったとき。

(5)事業者の責めに帰すべき事由により、本契約の履行が困難になったとき。

(6)前各号に定めるほか、事業者が本契約に違反し、事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の目的の達成が不可能であると認められたとき。

4 本契約が、前3項の規定により終了した場合は、市及び事業者は、本契約終了の時期の区分に応じて、次の各号に掲げる処理に従うものとする。

(1)当該解除が、本施設の引渡し前になされた場合 次に定める処理

ア 事業者は、市に対し、別紙5「サービス購入費の支払方法」の「2. サービス購入費の構成」のうち、サービス購入費A-1、A-2、B、C及びE-1に相当する金額から割賦手数料を控除した額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1の違約金を直ちに支払うこと。なお、当該違約金の支払いは、市に生じた損害額が当該違約金の金額を超える場合、その超過分についての市の事業者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

イ 市は、出来形部分について、相当する金額により買い取ることができる権利又は事業者に自己の費用で本施設を撤去させる権利のいずれかを行使すること。この場合において、買取代金は、当該価格の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。

ウ 事業者は、本施設に設置された事業者が所有する機器等について、市が買い取るものを受け、自己の費用で速やかに撤去すること。

(2) 当該解除が、本施設の引渡し後になされた場合 次に定める処理

- ア 事業者は、市に対し、別紙5「サービス購入費の支払方法」の「2. サービス購入費の構成」のうち、当該事業年度のサービス購入費D及びE-2の10分の1に相当する金額の違約金を支払うこと。なお、当該違約金の支払いは、市に生じた損害額が当該違約金の金額を超える場合、その超過分についての市の事業者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。
- イ 市は、施設整備業務のサービス購入費に相当する金額のうち、本契約の解除までに発生する割賦手数料相当額を含む事業者に未払の金額相当額を支払い、本施設をそのまま所有すること。この場合において、当該支払いは、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払に関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。また、市は、本契約の解除までに事業者が実施した本施設の維持管理業務のサービス購入費のうち未払の金額相当額を第60条に定められた方法により支払うものとする。
- ウ 事業者は、本施設に設置された事業者が所有する機器等について、市が買い取るものを除き、自己の費用で速やかに撤去すること。この場合において、市による買い取りの対象となる機器等について、修繕が必要であると認められるときは、事業者は、当該修繕に必要な手配を行い、当該修繕費用及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を別途負担すること。

5 部分引渡しがある場合は、引渡し対象ごとに前4項の規定に従うものとする。

(事業者による本契約の終了)

- 第69条 事業者は、市がサービス購入費の支払義務その他の本契約上の重要な義務に違反し、かつ、事業者による催告後180日以内に当該違反を是正しない場合、市に対し書面で通知することにより、本契約の全部を解除して、契約を終了することができるものとする。
- 2 市及び事業者は、前項の規定により契約を終了した場合、本契約終了の時期の区分に応じて、次の各号に掲げる処理に従うものとする。

(1) 当該解除が、本施設の引渡し前になされた場合 次に定める処理

- ア 市は、出来形部分がある場合は、本施設の出来形部分を検査の上、相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額で、本施設の出来形部分を買い取ること。この場合において、買取代金は、当該価格の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払に関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。
- イ 市は、アに規定する買取代金のほか、事業者の受託者又は請負人との契約解除により事業者に生じる手数料、違約金、事業者が得られていたはずの契約解除以降3年分の逸失利益、当該買取代金によっては填補されない費用その他の損失のうち市の不履行と相当な因果関係の範囲にある保険により填補されるべき金額を控除した合理的な金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を事業者と協議の上、事業者に支払うこと。この場合において、当該支払いは、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、

市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。

ウ 事業者は、本施設に設置された事業者が所有する機器等について、市が買い取るものを除き、自己の費用で速やかに撤去すること。

(2) 当該解除が、本施設の引渡し後になされた場合 次に定める処理

ア 市は、本施設の所有権を引き続き保有することを前提として、事業者に対し、本施設の施設整備業務のサービス購入費のうち、本契約の解除までに発生する割賦手数料相当額を含む事業者に未払いの金額相当額に消費税等相当額を加えた額を支払うこと。この場合において、当該支払いは、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。

イ 市は、アに規定する債務のほか、事業者の維持管理業務の受託者の契約解除により事業者に生じる手数料、違約金、事業者が得られていたはずの契約解除以降3年分の逸失利益その他の損失のうち市の不履行と相当な因果関係の範囲にある保険により填補されるべき金額を控除した合理的な金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を事業者と協議の上、事業者に支払うこと。この場合において、当該支払いは、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。

ウ 事業者は、本施設に設置された事業者が所有する機器等について、市が買い取るものを除き、自己の費用で速やかに撤去すること。

3 部分引渡しがある場合は、引渡し対象ごとに前項の規定に従うものとする。

(市の公益上の事由による契約終了)

第70条 市は、本事業の実施の必要が無くなった場合又は本施設の転用が必要となった場合には、事業者に対し180日以上前に書面で通知することにより、本契約の全部を解除して終了させることができるものとする。

2 市及び事業者は、本契約が、前項の規定により終了した場合、前条第2項を準用して適切に処理するものとする。

(法令変更又は不可抗力等による場合の契約の終了)

第71条 法令変更又は不可抗力により、本事業の実施の継続が著しく困難若しくは不可能なとき又は本事業の実施に過大な費用を要すると認められる場合で市及び事業者との間の協議が整わないときは、市は、本契約の全部を解除して終了させることができるものとする。

2 前項の規定により本契約の全部が終了する場合には、市及び事業者は、次の各号に掲げる本契約終了の時期の区分に応じて、当該各号に掲げる処理に従うものとする。

(1) 当該解除が、本施設の引渡し前になされた場合 次に定める処理

ア 市は、出来形部分がある場合には、本施設の出来形部分を検査の上、保険により填補されるべき金額を控除した相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額で、

本施設の出来形部分を買い取ること。この場合において、買取代金は、当該価格の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。

イ 市は、アに規定する買取代金のほか、事業者の受託者又は請負人との契約解除により事業者に生じる手数料、違約金、当該買取代金によっては填補されず、かつ、事業者に係る逸失利益を含まない費用及び当該額に係る消費税等相当額の合計額のうち、当該法令変更、不可抗力等との相当な因果関係の範囲にある保険により填補されるべき金額を控除した合理的な金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額について、事業者と協議の上、事業者に支払うこと。この場合において、当該支払いは、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者との協議により決定するものとする。

ウ 事業者は、本施設に設置された事業者が所有する機器等について、市が買い取るものを除き、自己の費用で速やかに撤去すること。

(2)当該解除が、本施設の引渡し後になされた場合 次に定める処理

ア 市は、本施設を引き続き保有又は所有権を留保することとして、事業者に対し本施設の施設整備業務のサービス購入費のうち、事業者に本契約の解除までに発生する割賦手数料相当額を含む未払の金額相当額を支払うこと。この場合において、当該支払いは、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者との協議により決定するものとする。

イ 市は、アに規定する債務のほか、事業者の維持管理業務の受託者又は請負人との契約解除により事業者に生じる手数料、違約金、当該買取代金により填補されない事業者に係る逸失利益を含まない費用及び当該額に係る消費税等相当額の合計額のうち、当該法令変更、不可抗力等と相当な因果関係の範囲にある保険により填補されるべき金額を控除した合理的な金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額について、事業者と協議の上、事業者に支払うこと。この場合において、当該支払いは、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。

ウ 事業者は、本施設に設置された事業者が所有する機器等について、市が買い取るものを除き、自己の費用で速やかに撤去すること。

3 部分引渡しがある場合は、引渡し対象ごとに前項の規定に従うものとする。

第16章 法令変更

(法令変更に係る通知の付与)

第72条 事業者は、法令変更により、次の各号のいずれかに該当し、又は、該当するおそれがあると認められる場合は、速やかにその内容の詳細を記載した書面により市に対し通知しなければならない。

(1) 契約関係書類に従って本事業の施設整備業務を実施できなくなった場合又はその実施に当たり過分の費用を要すると認められる場合

(2) 契約関係書類又は維持管理業務仕様書等に従って維持管理業務を実施できなくなった場合、若しくはその実施に当たり過分の費用を要すると認められる場合

2 市及び事業者は、前項に規定する通知がなされた時点以降、本契約に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなった場合は、履行期日における義務が当該適用法令に違反する限りにおいて、その履行義務を免れるものとする。この場合において、市又は事業者は、相手方に生じる損害を最小限に抑えるよう努力しなければならない。

(法令変更に係る協議及び追加費用の負担)

第73条 市は、事業者から前条第1項の規定による通知を受領したときは、直ちに、調査を行い、当該通知の内容が事実と合致しているか否かについて確認した上で、当該法令変更に対応するために、速やかに本契約及び設計図書等の変更並びに必要な追加費用の負担について、事業者と協議するものとする。

2 前項の協議にかかわらず、新設又は改廃された法令の施行の日から30日以内に本契約等の変更及び必要な追加費用の負担についての合意が成立しない場合には、市は、その対応方法を決定し、事業者に通知するものとし、事業者はこれに従わなければならない。

3 前項により市が決定した対応方法による追加費用については、当該法令変更が本事業に直接関連する租税に係る法令以外の法令変更、消費税等に関する法令変更の場合は、市が負担するものとする。

第17章 公租公課

(公租公課の負担)

第74条 本契約に関連して生じる公租公課は、本契約に別段の定めがある場合を除き、全て事業者の負担とし、市は、本契約の定めに従いサービス購入費を支払うほか、本契約に関連して生じる公租公課を別途負担しないものとする。

第18章 不可抗力

(不可抗力に係る通知の付与)

第75条 事業者は、不可抗力により、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認められる場合は、その内容の詳細を記載した書面により市に対し通知しなければならない。

(1) 契約関係書類に従って本事業の施設整備業務を実施できなくなった場合又はその実施に当たり過分の費用を要すると認められる場合

(2) 契約関係書類又は維持管理業務仕様書等に従って本施設の維持管理業務を実施できなくなった場合、若しくはその実施に当たり過分の費用を要すると認められる場合

2 市及び事業者は、不可抗力により履行できなくなった義務を免れるものとする。この場合において、市又は事業者は、相手方に生じる損害を最小限に抑えるよう努力しなければならない。

(不可抗力に係る協議及び追加費用の負担)

第76条 市は、事業者から前条第1項の規定による通知を受領したときは、直ちに調査を行い、当該通知の内容が事実と合致しているか否かについて確認した上で、当該状況に対応するために、速やかに本契約及び設計図書等の変更並びに修繕及び必要な追加費用等の負担（以下「対応策等」という。）について、事業者と協議するものとする。

2 前項の協議にかかるわらず、協議を開始した日から14日以内に対応策等についての合意が成立しない場合には、市は、対応策等を決定して事業者に通知するものとし、事業者は、これに従わなければならない。

3 前項により市が決定した対応策等の費用負担は、別紙8に定めるところによる。

4 部分引渡しがある場合は、引渡し対象ごとに前項の規定に従うものとする。

(不可抗力への対応)

第77条 市及び事業者は協力して、前条第1項による対応策等が決定されるまでの間、不可抗力による本事業への影響を早期に除去し、損害を最小限に抑えるよう、適切な対応を行わなければならない。

第19章 その他

(契約上の地位の譲渡等)

第78条 事業者は、事前に市の書面による承諾がある場合を除き、本契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡又は担保に供するその他の処分をしてはならない。ただし、法令等に反しない範囲で、事業者が本事業のために融資を行う銀行その他の金融機関に対して担保権を設定する場合は、市は、合理的な理由なく書面による承諾を留保し、拒絶し、又は遅延してはならない。

(株主の制限)

第79条 事業者は、事前に市の書面による承諾がある場合を除き、株式の譲渡を承認してはならず、かつ、株式を第三者に譲渡してはならない。さらに、事業者は事前の市の書面による承諾がある場合を除き、本契約締結日現在の出資者以外の者に対して新株、新株予約権、新株予約権付社債その他事業者の株主構成割合に変更をもたらす可能性のある証券の割り当てを行ってはならず、かつ、事業者の新株引受権を出資者以外の者に対して与えてはならない。

(担保権の設定)

第80条 事業者は、事前に市の書面による承諾がある場合を除き、事業者の所有する建築設備、機器等を譲渡し、又はこれに担保権を設定してはならない。ただし、法令等に反しない範囲で、事業者が本事業のために融資を行う銀行その他の金融機関に対して担保権を設定する場合、市は、合理的な理由なく書面による承諾を留保し、拒絶し、又は遅延してはならない。

(秘密保持)

第81条 市及び事業者は、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密及び事業者が本事業の実施を通じて知り得た情報を第三者に漏らしてはならず、かつ、本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、市及び事業者が認めた場合、若しくは市又は事業者が、法令等又は監督官庁からの要請に基づき開示する場合は、この限りでない。

(著作権の利用等)

第82条 事業者は、市に対し、維持管理業務、広報等に必要な範囲において、成果物（設計図書その他の事業者が本契約又は市の請求により市に提出した一切の書面、写真、映像等をいう。本条において同じ。）を市が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正を行うこと又は市の委託した第三者に複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正を行わせることを許諾する。

- 2 事業者は、市に対し、本施設を写真、模型、絵画その他の媒体により表現するために、本施設の撮影等を許諾する。
- 3 事業者は、市に対し、成果物又は本施設の内容を自由に公表することを許諾する。

- 4 事業者は、次の各号にあげる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、市の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - (1)成果物又は本施設の内容を公表すること。
 - (2)本施設に事業者の実名又は変名を表示すること。
- 5 事業者は、第1項の場合において、著作権法第19条第1項及び第20条第1項の権利を行使せず、かつ、役員等に行使させないものとする。
- 6 事業者は、成果物又は本施設に係る著作権法第2章及び第3章に規定する事業者の権利を譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、市の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 7 事業者は、本契約の履行に当たり、第三者の有する知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する知的財産権をいう。次項において同じ。）を侵害するものでないことを、市に対して保証する。
- 8 成果物又は本施設が第三者の有する知的財産権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。
- 9 本条の規定は、本契約の終了後もなお効力を有するものとする。

（準拠法）

第83条 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

（管轄裁判所）

第84条 本契約に関する当事者間に生じた一切の紛争については、富山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（疑義の決定）

第85条 本契約に定めのない事項及び本契約の解釈に関して疑義が生じた場合には、市及び事業者が誠実に協議の上、これを決定するものとする。

別紙1 用語の定義

本契約において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

【事業全体に関する用語】

- (1) 「本事業」とは、市が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき、特定事業として選定した、（仮称）水橋地区義務教育学校整備事業をいい、統括管理業務、設計業務、工事監理業務、建設業務、既存施設解体撤去・杭撤去業務、什器備品調達・引越業務及び維持管理業務により構成される。
- (2) 「法令等」とは、法律・命令・条例・政令・省令・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン 又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断若しくはその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等をいう。

【体制に関する用語】

- (3) 「事業者」とは、●●【締結時にSPC名を挿入】をいう。
- (4) 「構成企業」とは、事業者に対して出資する者であり、事業者が直接業務を委託し又は請負わせることを予定する者をいう。
- (5) 「協力企業」とは、事業者に対して出資を行わない者であり、事業者が直接業務を委託し又は請負わせることを予定する者をいう。
- (6) 「統括管理企業」とは、●●【締結時に統括管理企業名を挿入】をいう。
- (7) 「設計企業」とは、●●【締結時に設計企業名を挿入】をいう。
- (8) 「建設企業」とは、●●【締結時に建設企業名を挿入】をいう。
- (9) 「工事監理企業」とは、●●【締結時に工事監理企業名を挿入】
- (10) 「解体・撤去企業」とは、●●【締結時に解体・撤去企業名を挿入】をいう。
- (11) 「什器備品調達・引越企業」とは、●●【締結時に什器備品調達・引越企業名を挿入】をいう。
- (12) 「維持管理企業」とは、●●【締結時に維持管理企業名を挿入】をいう。

【施設に関する用語】

- (13) 「本施設」とは、契約関係書類において規定された（仮称）水橋地区義務教育学校をいう。
- (14) 「既存施設」とは、旧富山県立水橋高等学校をいう。
- (15) 「統合元学校」とは、富山市立水橋中部小学校、富山市立水橋西部小学校、富山市立水橋東部小学校、富山市立三成小学校、旧富山市立上条小学校、富山市立水橋中学校、富山市立三成中学校の総称をいう。
- (16) 「対象施設」とは、本施設、既存施設及び統合元学校の総称をいう。

【敷地に関する用語】

- (17) 「PFI事業用地」とは、別紙2に示す位置の土地をいう。
- (18) 「事業用地」とは、PFI事業用地、橋掛け部分及び統合元学校の敷地を総称している。

【業務に関する用語】

- (19) 「統括管理業務」とは、入札説明書等に規定された統括管理業務をいう。
- (20) 「設計業務」とは、入札説明書等に規定された設計業務をいう。
- (21) 「工事監理業務」とは、入札説明書等に規定された建設業務、既存施設解体撤去・杭撤去業務及びこれらに係る工事監理業務をいう。
- (22) 「建設業務」とは、入札説明書等に規定された本施設における建設業務をいう。
- (23) 「既存施設解体撤去・杭撤去業務」とは、入札説明書等に規定された既存施設の解体撤去・杭撤去業務をいう。
- (24) 「什器備品調達・引越業務」とは、入札説明書等に規定された新規の什器備品の調達及び本施設への搬入・設置業務と、統合元学校からの引越業務をいう。
- (25) 「維持管理業務」とは、入札説明書等に規定された本施設における維持管理業務をいう。
- (26) 「施設整備業務」とは、設計業務、工事監理業務、建設業務、既存施設解体撤去・杭撤去業務、什器備品調達・引越業務及び当該業務に係る統括管理業務をいう。
- (27) 「個別業務」とは、統括管理業務、設計業務、工事監理業務、建設業務、既存施設解体撤去・杭撤去業務、什器備品調達・引越業務及び維持管理業務を個別に又は総称している。
- (28) 「建設等業務」とは、工事監理業務、建設業務、既存施設解体撤去・杭撤去業務、什器備品調達・引越業務及び当該業務に係る統括管理業務をいう。

【期間等に関する用語】

- (29) 「本契約締結日」とは、本契約の締結について富山市議会の議決を得た日をいう。
- (30) 「事業期間」とは、本契約の締結の日から令和23年3月31までの期間をいう。
- (31) 「事業年度」とは、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終了する1年間をいう。ただし、初年度は、本契約締結日又は市と事業者が別途合意により定めた日から最初に到来する3月31までの期間をいう。
- (32) 「施設整備業務期間」とは、本契約の締結日から本施設引渡日までの期間をいう。
- (33) 「本施設引渡日」とは、本契約の定めるところに従って本施設が事業者から市に引き渡された日をいう。
- (34) 「本施設引渡予定日」とは、令和8年1月31日をいう。
- (35) 「維持管理業務開始日」とは、契約関係書類の定めるところに従って維持管理業務が開始された日をいう。

- (36) 「維持管理業務開始予定日」とは、維持管理業務の開始を予定する日であって、令和8年2月1日をいう。
- (37) 「維持管理業務期間」とは、本施設引渡日の翌日から事業期間の終了日までの期間をいう。
- (38) 「工期」とは、施設整備業務に係る各期間を個別に又は総称していう。
- (39) 「開校予定日」とは、(仮称)水橋地区義務教育学校の開校を予定する日であつて、令和8年4月1日をいう。

【書類等に関する用語】

- (40) 「入札説明書等」とは、本事業に係る入札説明書、要求水準書等、落札者決定基準、作成要領、様式集及びこれらの公表後に当該資料に対して受け付けられた質問に対する市の回答（その後の修正を含む。）の総称をいう。
- (41) 「要求水準書等」とは、本事業に係る要求水準書、添付資料、閲覧資料及び入札公告後に当該資料に関して受け付けた質問に対する市の回答をいう。
- (42) 「事業契約書等」とは、本事業に関し、市及び事業者の合意を記載した一切の書類をいう。
- (43) 「契約関係書類」とは、事業契約書等、要求水準書等、入札説明書等、事業者提案及び設計図書等をいう。
- (44) 「事業者提案」とは、事業者が、市に提出した提案審査に関する提出書類、提案書類及び交渉時に提出された提案図書による提案をいう。
- (45) 「設計図書等」とは、事業者が作成する施設整備業務に係る設計の成果品として、要求水準書等において定める一切の書類（基本設計に係る書類及び実施設計に係る書類を含む。）をいう。
- (46) 「完成図書」とは、事業者が作成する本施設の完成に係る書類として、契約関係書類において定める一切の書類をいう。

【サービス購入費等に関する用語】

- (47) 「サービス購入費」とは、本契約に基づく事業者の債務の履行に対し、別紙5「サービス購入費の支払方法」に従って市が事業者に対して支払う金銭又はその金額をいう。

【その他の用語】

- (48) 「不可抗力」とは、天災（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、落雷等）や戦争、テロ、感染症の流行等自然的又は人為的な現象のうち、通常の予見可能な範囲外のもの（事業者が、善良な管理者の注意義務を尽くしても回避できない第三者による損害を含む。）であつて、市及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。なお、新型コロナウイルスや資材の高騰及び遅延等による影響については、既に発生している事象のため、不可抗力には含まない。

別紙2 事業用地の概要

1 事業用地

項目	概要
事業予定地	富山県富山市水橋中村24他 ※一部、南側市道との間に存する用悪水路上への敷地乗入れのための橋掛け部分を含む。
敷地面積	約5.2ha ※施設及び事業敷地内の地中に存する建築物等の基礎等、地中埋設物の全てについては、本市にて富山県から既存施設解体撤去・杭撤去工事開始までに取得予定 ※敷地については、事業の支障とならないように、建設に必要な土地所有者からの同意を得る予定
地域地区等	富山高岡広域都市計画区域内市街化調整区域 (建ぺい率60%, 容積率200%)
埋蔵文化財	埋蔵文化財包蔵地外
接続道路	北側：一般県道水橋停車場・水橋小路線 南側：No. 29-346市道水橋池田館中村線（幅員約5.5m） ただし、敷地と道路の間に用悪水路を挟む。
給水	一般県道水橋停車場・水橋小路線に上水本管（φ150mm）あり 既存施設への上水給水はなし（既存井戸の地下水を使用していた）
排水	汚水排水：既存施設正門前道路に下水本管（φ200mm）あり 既存施設へ接続する取付管（φ150mm）あり 雨水排水：事業予定地に面する既存排水路を経由し、二級河川川原田川へ放流
電気	北側進入路付近の電柱より引き込み
ガス	都市ガス、集中プロパンガスの引き込み無し
井戸	既設井戸あり
その他	浸水想定区域 浸水深0.5m～3.0m



※事業用地には左図「PFI事業用地」に一部、南側市道との間に存する用悪水路上への敷地乗入れのための橋掛け部分と統合元学校の敷地を含む。

【PFI事業用地】

別紙3 維持管理業務期間におけるモニタリング及びペナルティの考え方

1 モニタリングの基本的考え方

(1) モニタリングの概要

市は、市が支払うサービス購入費に対して事業者が実施する業務が適切に遂行されているか確認することを目的として、モニタリングを行う。

モニタリングは、「定期モニタリング」と「随時モニタリング」の2つを行う。

①定期モニタリング：

事業者より提出される各種業務報告書等に基づき行われるモニタリング

②随時モニタリング：

ペナルティ対象事象（雨漏り等）が発生した都度行われるモニタリング

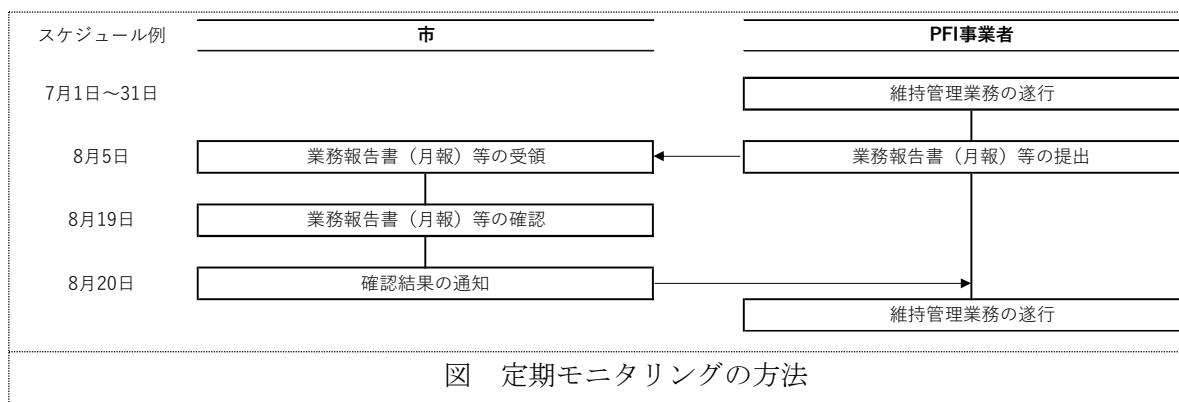
モニタリングは、サービス購入費の減額を目的とするものではなく、市と事業者との対話を通じて、本施設の状態を、利用者が安全で快適に利用できる水準に常に保つことを目的に実施するものである。なお、事業者は、市の行うモニタリングとは別途、事業者提案に基づきセルフモニタリングを行うものとする。

(2) モニタリングの項目

市は、維持管理業務期間において、事業者の実施業務に対して、契約関係書類及び維持管理業務仕様書等に基づき適切に行われているか、要求水準を満たしているかをモニタリングする。

(3) モニタリングの方法

市は、事業者から提出された定期的な報告、又は維持管理業務を行うなかで業務報告書（月報）、業務報告書（年報）及び随時業務報告書等により、維持管理業務が適切に行われているか確認する。さらに、業務報告書（月報）、業務報告書（四半期）、業務報告書（年報）及び随時業務報告書記載事項の事実の確認を行う。



2 ペナルティの基本的考え方

市は、維持管理業務期間において、事業者が実施する業務に支障があると判断した場合には、一定の経過措置を経た後、事業者へ支払うサービス購入費のうち、該当する業務に相当する金額をサービス購入費から減額する。

(1) ペナルティ対象事象及び減額ポイント

ペナルティ対象事象及び減額ポイントの値は、次のとおりである。後述する改善予定完了日より減額ポイントは発生し、改善予定完了日からの超過日数に乘じて算出する。支払対象期間内に同じ原因でペナルティ対象事象が発生した場合（同一支払時期内での再発の場合）、加算するポイントは、減額ポイントに再発回数を乗じた数値とする。

事象	該当する内容	減額ポイント
重大な事象	<ul style="list-style-type: none">・業務の未実施・業務を適切に実施しなかったために、重大な事故や施設の損傷等が発生した場合・周辺環境に重大な影響を及ぼしている場合・不法行為・市への虚偽報告 等	20ポイント
それ以外の事象	<ul style="list-style-type: none">・業務の不備・業務報告の不備・関係者への連絡の不備 等	5ポイント

■減額ポイントの計算方法

(減額ポイント)

$$= (\text{改善予定完了日からの超過日数}) \times (\text{対象事象の減額ポイント})$$

(2) ペナルティに至るまでの経過措置とペナルティによるサービス購入費の減額

モニタリングにより、ペナルティ対象事象が判明した際に、市は、事業者に対して改善勧告を行う。事業者は、市と協議の上、事実確認に基づき改善計画書を提出し、改善措置を講ずるものとする。決定した改善完了予定日を経過したにもかかわらず改善されない場合には、サービス購入費の減額に至るものとする。

また、改善完了予定日後、一週間改善されない場合は、市は、事業者に対して第二回改善勧告を行う。事業者は、市と協議の上、事実確認に基づき、再度改善計画書を提出し、改善措置を講ずるものとする。市と事業者との協議の上、決定した第二回改善完了予定日を経過したにもかかわらず改善されない場合には、引き続き、サービス購入費の減額を行う。

なお、第二回改善完了予定日後、改善されない場合は、契約を解除することができる。詳細は、「図 モニタリング及びペナルティの考え方」に記載する。

(3) 減額ポイントの支払額への反映

市は、モニタリングにより事業者の業務について、改善勧告を行ったにもかかわらず、ペナルティ対象事象が改善されていないと市が判断した場合、減額ポイントを加算し、次のとおりサービス購入費の支払額へ反映するものとする。

- 1) モニタリングが終了し、減額ポイントがある場合には、市は毎月、減額ポイントを「対象となる業務」ごとに加算し、事業者に通知する。
- 2) 支払対象期間内に加算された減額ポイントの累積数を計算し、下表に従い減額割合を算出する。減額ポイントの累積は、「対象となる業務」のすべてを計上する。

累積減額ポイント	減額率の方法	減額割合
20ポイント未満	0%	0%
20ポイント以上 60ポイント未満	1ポイントを超えるごとに0.5%減額（20ポイントで0.5%）	0.5%～20%
60ポイント以上 99ポイント未満	1ポイントを超えるごとに1.0%減額（60ポイントで21%）	21%～60%
99ポイント以上	—	60%

- 3) 次式によりサービス購入費の減額金額を算定し、減額後の支払額を事業者に通知する。

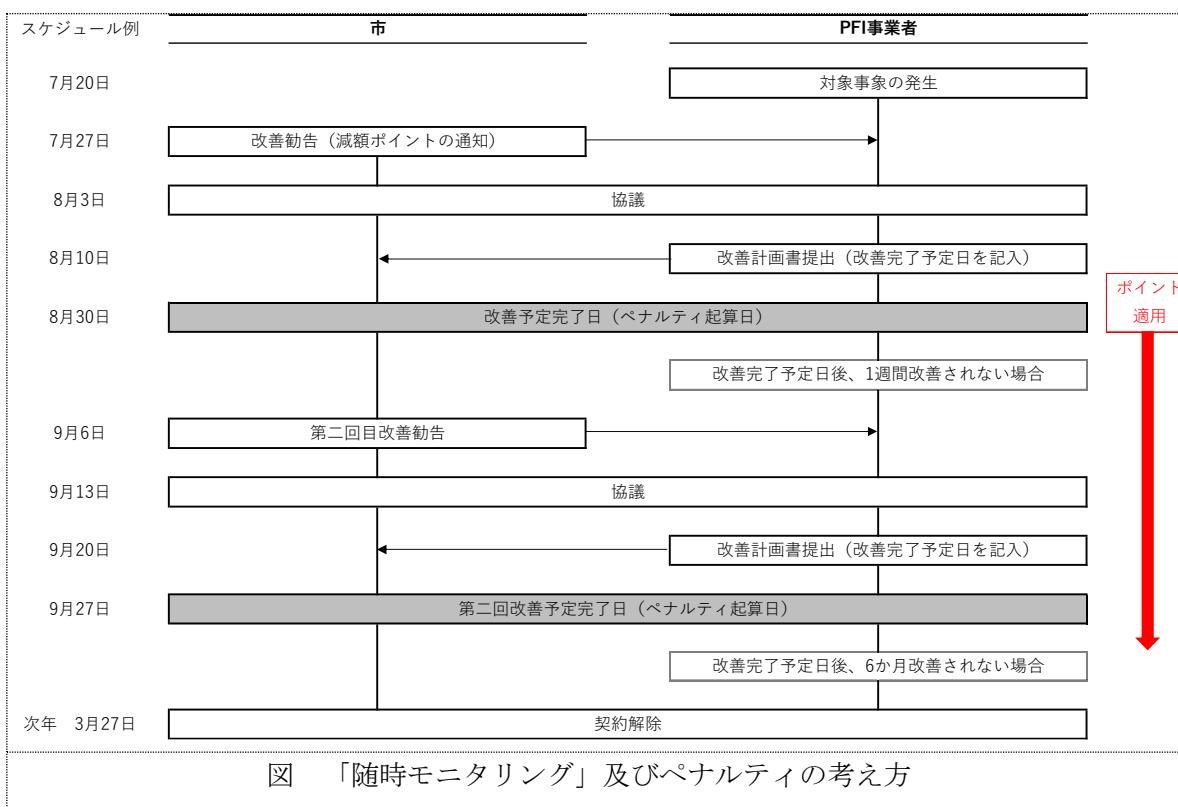
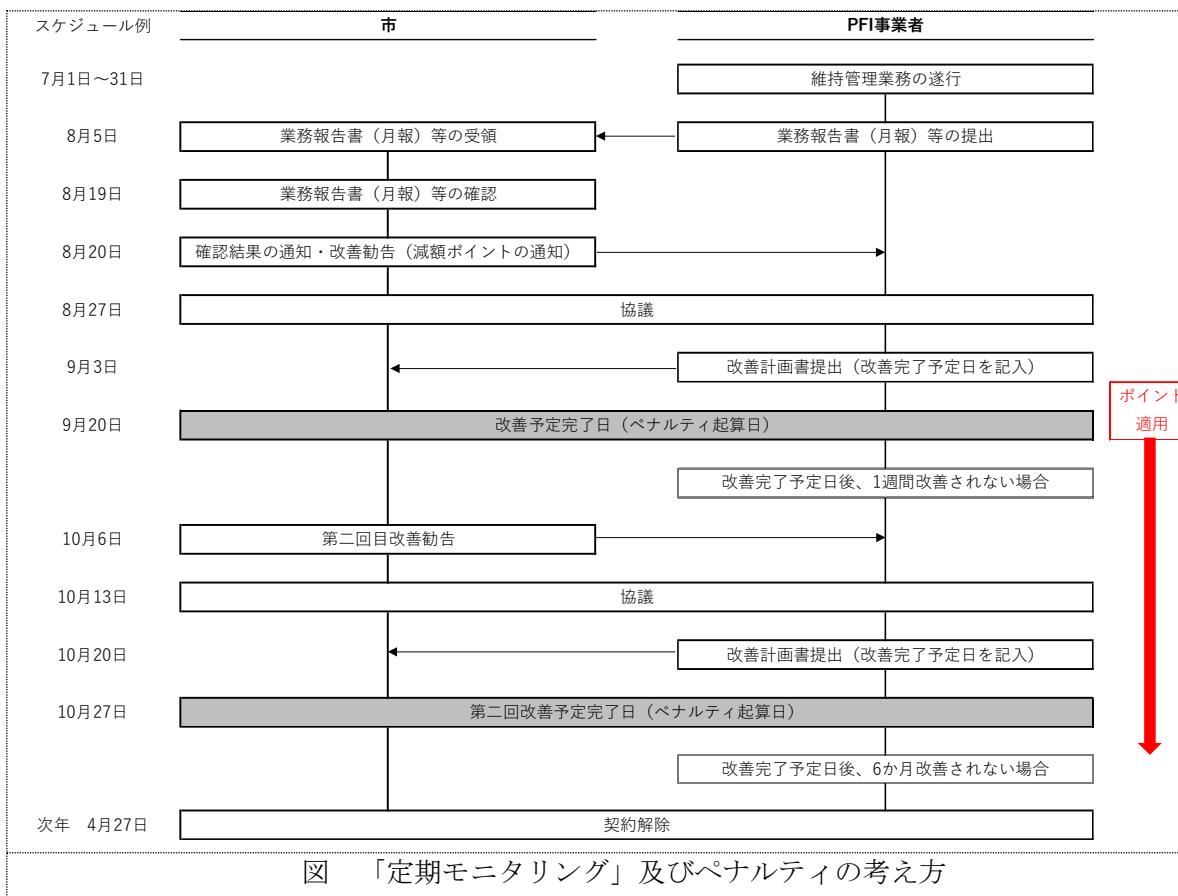
(減額金額)

$$= (\text{減額対象となる業務の支払対象期間内のサービス購入費}) \times (\text{減額割合})$$

- 4) 減額ポイントによる減額金額は支払対象期間ごとに算定する。
- 5) 事業者は、必要に応じ、減額の対象となった業務について市に対し説明を行うことができるほか、減額について異議がある場合には申立てを行うことができるものとする。

(4) サービス購入費の返還

サービス購入費支払後に、第63条に定める不実等が判明した場合、事業者は、当該不実等がなければ減額し得たサービス購入費に相当する額を市に返還しなければならない。この場合、当該減額し得たサービス購入費の相当額に、当該不実等が行われた日から、市に返還する日までの日数につき、支払遅延防止法の率による金額を日割り計算した遅延損害金を付するものとする。



別紙4 事業者が付保する保険

事業者は、施設整備業務期間又は維持管理業務期間中、以下に記載する保険に加入する、又は個別業務受託者及び維持管理業務受託者に加入させなければならない。下記以外の保険に加入し又は加入させる場合については、事業者の提案により、市と協議の上、市が決定するものとする。

なお、市は、維持管理業務期間中、公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済に加入することを予定している。

保険種目	主な担保リスク	保険契約者	被保険者
施設整備業務期間			
工事契約履行保証保険	工事受託者の契約不履行に基づく契約解除違約金	事業者又は個別業務受託者	市、事業者
請負業者賠償責任保険	工事遂行に起因して発生した第三者賠償責任損害及び訴訟費用等交差責任担保、管理財物担保工事区域に隣接の地上構造物に対する損害賠償責任を含む。	建設企業、解体企業及び什器備品調達・引越企業等	市、事業者、建設企業、解体企業、什器備品調達・引越企業等、下請負人
建設工事保険(火災等)	工事目的物の損害を担保 (戦争・テロ・放射能リスクは除く)	建設企業、解体企業及び什器備品調達・引越企業等	市、事業者、建設企業、解体企業、什器備品調達・引越企業等、下請負人
維持管理業務期間			
維持管理業務契約履行保証保険	維持管理業務受託者の契約不履行に基づく契約解除違約金	事業者又は維持管理企業	市、事業者
維持管理業務業者賠償責任保険	維持管理業務の遂行に起因して発生した第三者賠償責任損害及び訴訟費用等管理財物に対する賠償も担保	事業者又は維持管理企業	市、事業者、維持管理企業

※保険名称は一般的な名称であり、保険会社により異なる名称となることもある。

別紙5 サービス購入費の支払方法

1 基本的考え方

市は契約関係書類に定められたサービス水準が充足されていることを確認した上で、本事業に係るサービス購入費を事業者に対して本施設の引渡し後に一時又は定期的に支払う。

2 サービス購入費の構成

市が事業者に支払うサービス購入費の構成は以下のとおりである。

名称	対象業務	概要
サービス購入費A－1	設計業務及び工事監理業務 ※ただし、既存施設解体撤去・杭撤去業務に要する費用は除く。	本施設の設計及び工事監理業務を遂行する費用。
サービス購入費A－2	建設業務	本施設の建設業務を遂行する費用及び割賦手数料。
サービス購入費B	・設計業務及び工事監理業務 ※ただし、本施設の建設業務に要する費用は除く。 ・既存施設解体撤去・杭撤去業務	既存施設の解体撤去・杭撤去に係る設計、工事監理業務及び解体工事等を遂行する費用。
サービス購入費C	什器備品調達・引越業務	什器備品調達・引越業務に要する費用。
サービス購入費D	維持管理業務	本施設の維持管理業務に係る費用。
サービス購入費E－1	統括管理業務及びその他費用	本契約締結日から本施設の引渡予定日までに遂行する統括管理業務の費用及びその期間に発生する費用（事業者の開業に伴う諸費用、事業者の運営費用、建中利息、融資組成手数料、保険料等）
サービス購入費E－2	統括管理業務及びその他費用	維持管理業務開始予定日から事業期間終了日までに遂行する統括管理業務の費用及びその期間に発生する費用（事業者の運営費用等）

(1) サービス購入費A－1

- 1) 本施設の設計及び工事監理業務を遂行する費用とする。なお、既存施設解体撤去・杭撤去業務に要する費用は除くものとする。
- 2) 市は本施設の引渡しを受けた後、事業者からの請求手続きを経て令和8年3月に一括で支払う。

(2) サービス購入費A－2

- 1) 本施設の建設業務を遂行する費用及び費用の一部を市が割賦で支払うことによって発生する割賦手数料とする。そのため、サービス購入費A－2は一時支払金及び割賦支払金により構成される。

①一時支払金

市は本施設の引渡しを受けた後、事業者からの請求手続きを経て令和8年3月に一括で支払う。なお、一時支払金は事業者が以下のとおり計算すること。

計算式	一時支払金＝国庫補助対象事業費 + { (サービス購入費A－2のうち、建設業務を遂行する費用－国庫補助対象事業費) × 0. 75 }
特記事項	<ul style="list-style-type: none">・いずれも税抜の価格とすること。・国庫補助対象事業費は市が算出する。(国庫補助対象事業費は令和7年12月までに確定する予定)・提案書提出時の国庫補助対象事業費は2, 758, 584, 546円とする。・提案書提出時の国庫補助対象事業費から減額になったとしても一時支払金の減額変更は行わない。ただし、国庫補助対象事業費が増額になった場合は一時支払金の増額変更を行う。・本施設の建設業務を遂行する費用が変更となった場合(物価変動や設計変更等による)は上記の計算式に基づき、一時支払金の変更を行う。・一時支払金の変更が事業者の責めに返すべき事由以外の場合は実際に事業者に発生した合理的な費用は市の負担とする。

②割賦支払金

市は本施設の引渡しを受けた後、事業契約期間終了まで年4回(7月(4～6月分)、10月(7～9月分)、1月(10～12月分)、4月(1～3月分))、合計61回を事業者からの請求手続きを経て元利均等にて支払う。なお、割賦元金に対する消費税相当額は令和8年3月に一括で支払う。また、初回の令和8年4月(2～3月分)については利息分のみを支払い、2回目以降の毎回の支払額については同額となるようにする(端数が生じる場合は2回目の支払額にて調整)。

割賦支払金は事業者が次のとおり計算すること。

計算式	割賦支払金＝割賦元金＋割賦手数料
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれも税抜の価格とすること。 ・割賦元金は建設業務を遂行する費用から一時支払金を差し引いた額とする。 ・割賦手数料の算出に当たっては、元利均等払いを前提とし、基準金利とスプレッド（事業者の提案による利鞘）に基づく割賦利息相当額の合計とする。 ・基準金利は本施設の引渡し予定日の2銀行営業日前の東京時間午前10時現在の東京スワップレファレンスレート（TSR）・リフィニティブのコード”JP T S R T O A=R F T B”に提示されている6箇月TONAベース15年物（円／円）金利スワップレートとする。ただし、上記により基準金利がマイナスとなる場合は、基準金利を0パーセントとする。 ・提案書提出時に使用する基準金利は0.64パーセントとする。

（3）サービス購入費B

- 1) 既存施設の解体撤去・杭撤去に係る設計、工事監理業務及び解体工事等を遂行する費用とする。なお、本施設の建設業務に要する費用は除くものとする。
- 2) 既存施設解体撤去・杭撤去業務の完了及び市が本施設の引渡しを受けた後、事業者からの請求手続きを経て令和8年3月に一括で支払う。

（4）サービス購入費C

- 1) 什器備品調達・引越業務に要する費用とする。
- 2) 什器備品調達・引越業務の完了後、事業者からの請求手続きを経て令和8年4月に一括で支払う。

（5）サービス購入費D

- 1) 本施設の維持管理業務に係る費用とする。
- 2) 市は本施設の引渡しを受けた後、維持管理業務期間終了までの間、別紙3「維持管理業務期間におけるモニタリング及びペナルティの考え方」に基づき、事業者からの請求手続きを経て年4回（7月（4～6月分）、10月（7～9月分）、1月（10～12月分）、4月（1～3月分））、合計61回支払う。なお、初回の令和8年4月については2か月分（2～3月分）を支払い、2回目以降の毎回の支払額については消費税等相当額を含めて同額となるようにする（端数が生じる場合は2回目の支払額にて調整）。
- 3) 長期修繕費（長期修繕計画書及び事業期間修繕計画書に基づいて実施する修繕等の費用）は事業年度毎に内容の見直しを行うが、市から事業者への支払額については事業年度毎の変更・精算は行わない（最終年度を除く）。また、修繕費（日常修繕に要する費用）についても事業年度毎の変更・精算は行わない。
- 4) 維持管理業務期間終了時に長期修繕費（長期修繕計画書及び事業期間修繕計画書に基づいて実施する修繕等の費用）の執行残があった場合、事業者は市に残額を返還すること（返還方法等については市と事業者の協議による）。なお、修繕費（日常修繕に

要する費用)については維持管理業務期間終了時に執行残があった場合でも事業者は市に残額の返還を要しない。

(6) サービス購入費E－1

- 1) 本契約締結日から本施設の引渡予定日までに遂行する統括管理業務の費用及びその期間に発生する費用(事業者の開業に伴う諸費用、事業者の運営費用、建中利息、融資組成手数料、保険料等)とする。
- 2) 市は本施設の引渡しを受けた後、事業者からの請求手続きを経て令和8年3月に一括で支払う。

(7) サービス購入費E－2

- 1) 維持管理業務開始予定日から事業期間終了日までに遂行する統括管理業務の費用及びその期間に発生する費用(事業者の運営費用等)とする。
- 2) 市は本施設の引渡しを受けた後、事業契約期間終了までの間、年4回(7月(4～6月分)、10月(7～9月分)、1月(10～12月分)、4月(1～3月分))、合計61回支払う。なお、初回の令和8年4月については2か月分(2～3月分)を支払い、2回目以降の毎回の支払額については消費税等相当額を含めて同額となるようする(端数が生じる場合は2回目の支払額にて調整)。

(8) 消費税等相当額

市は各サービス購入費の支払いの都度、当該サービス購入費に係る消費税等相当額(消費税及び地方消費税)を支払うものとする。ただし、サービス購入費A－2の割賦元金に対する消費税等相当額は除く。なお、モニタリングの結果によりサービス購入費が減額された場合や物価及び金利の変動等に伴いサービス購入費が増減した場合には、増減後のサービス購入費に応じた消費税等相当額を支払うものとする。また、法令等の改正により消費税等の税率が変更された場合には変更後の税率の適用日以降における消費税等相当額は変更後の税率により計算された額とする。ただし、法令等に定める経過措置が適用される場合には、それに従うものとする。

3 支払金額及び支払スケジュール

各サービス購入費の支払金額及び支払スケジュールについては、次のとおりとする。

(1) サービス購入費 A－1

(単位:円)

回	支払時期	金額(税抜)	消費税及び地方消費税相当額	税込計
1	令和 8 年 3 月			

(2) サービス購入費 A－2

①一時支払金

(単位:円)

回	支払時期	金額(税抜)	消費税及び地方消費税相当額	税込計
1	令和 8 年 3 月			

②割賦支払金

(単位:円)

回	支払時期	割賦元金	消費税及び地方消費税相当額	割賦手数料(非課税)	税込計
0	令和 8 年 3 月	0		0	
1	令和 8 年 4 月	0	0		
2	令和 8 年 7 月		0		
3	令和 8 年 10 月		0		
4	令和 9 年 1 月		0		
5	令和 9 年 4 月		0		
6	令和 9 年 7 月		0		
7	令和 9 年 10 月		0		
8	令和 10 年 1 月		0		
9	令和 10 年 4 月		0		
10	令和 10 年 7 月		0		
11	令和 10 年 10 月		0		
12	令和 11 年 1 月		0		
13	令和 11 年 4 月		0		
14	令和 11 年 7 月		0		
15	令和 11 年 10 月		0		
16	令和 12 年 1 月		0		
17	令和 12 年 4 月		0		
18	令和 12 年 7 月		0		
19	令和 12 年 10 月		0		

20	令和 13 年 1 月		0		
21	令和 13 年 4 月		0		
22	令和 13 年 7 月		0		
23	令和 13 年 10 月		0		
24	令和 14 年 1 月		0		
25	令和 14 年 4 月		0		
26	令和 14 年 7 月		0		
27	令和 14 年 10 月		0		
28	令和 15 年 1 月		0		
29	令和 15 年 4 月		0		
30	令和 15 年 7 月		0		
31	令和 15 年 10 月		0		
32	令和 16 年 1 月		0		
33	令和 16 年 4 月		0		
34	令和 16 年 7 月		0		
35	令和 16 年 10 月		0		
36	令和 17 年 1 月		0		
37	令和 17 年 4 月		0		
38	令和 17 年 7 月		0		
39	令和 17 年 10 月		0		
40	令和 18 年 1 月		0		
41	令和 18 年 4 月		0		
42	令和 18 年 7 月		0		
43	令和 18 年 10 月		0		
44	令和 19 年 1 月		0		
45	令和 19 年 4 月		0		
46	令和 19 年 7 月		0		
47	令和 19 年 10 月		0		
48	令和 20 年 1 月		0		
49	令和 20 年 4 月		0		
50	令和 20 年 7 月		0		
51	令和 20 年 10 月		0		
52	令和 21 年 1 月		0		
53	令和 21 年 4 月		0		
54	令和 21 年 7 月		0		
55	令和 21 年 10 月		0		

56	令和 22 年 1 月		0		
57	令和 22 年 4 月		0		
58	令和 22 年 7 月		0		
59	令和 22 年 10 月		0		
60	令和 23 年 1 月		0		
61	令和 23 年 4 月		0		
計					

(3) サービス購入費B

(単位:円)

回	支払時期	金額(税抜)	消費税及び地方消費税相当額	税込計
1	令和 8 年 3 月			

(4) サービス購入費C

(単位:円)

回	支払時期	金額(税抜)	消費税及び地方消費税相当額	税込計
1	令和 8 年 4 月			

(5) サービス購入費D

(単位:円)

回	支払時期	金額(税抜)	消費税及び地方消費税相当額	税込計
1	令和 8 年 4 月			
2	令和 8 年 7 月			
3	令和 8 年 10 月			
4	令和 9 年 1 月			
5	令和 9 年 4 月			
6	令和 9 年 7 月			
7	令和 9 年 10 月			
8	令和 10 年 1 月			
9	令和 10 年 4 月			
10	令和 10 年 7 月			
11	令和 10 年 10 月			
12	令和 11 年 1 月			
13	令和 11 年 4 月			
14	令和 11 年 7 月			
15	令和 11 年 10 月			

16	令和 12 年 1 月			
17	令和 12 年 4 月			
18	令和 12 年 7 月			
19	令和 12 年 10 月			
20	令和 13 年 1 月			
21	令和 13 年 4 月			
22	令和 13 年 7 月			
23	令和 13 年 10 月			
24	令和 14 年 1 月			
25	令和 14 年 4 月			
26	令和 14 年 7 月			
27	令和 14 年 10 月			
28	令和 15 年 1 月			
29	令和 15 年 4 月			
30	令和 15 年 7 月			
31	令和 15 年 10 月			
32	令和 16 年 1 月			
33	令和 16 年 4 月			
34	令和 16 年 7 月			
35	令和 16 年 10 月			
36	令和 17 年 1 月			
37	令和 17 年 4 月			
38	令和 17 年 7 月			
39	令和 17 年 10 月			
40	令和 18 年 1 月			
41	令和 18 年 4 月			
42	令和 18 年 7 月			
43	令和 18 年 10 月			
44	令和 19 年 1 月			
45	令和 19 年 4 月			
46	令和 19 年 7 月			
47	令和 19 年 10 月			
48	令和 20 年 1 月			
49	令和 20 年 4 月			
50	令和 20 年 7 月			
51	令和 20 年 10 月			

52	令和 21 年 1 月			
53	令和 21 年 4 月			
54	令和 21 年 7 月			
55	令和 21 年 10 月			
56	令和 22 年 1 月			
57	令和 22 年 4 月			
58	令和 22 年 7 月			
59	令和 22 年 10 月			
60	令和 23 年 1 月			
61	令和 23 年 4 月			
計				

(6) サービス購入費 E-1

(単位:円)

回	支払時期	金額(税抜)	消費税及び地方消費税相当額	税込計
1	令和 8 年 3 月			

(7) サービス購入費 E-2

(単位:円)

回	支払時期	金額(税抜)	消費税及び地方消費税相当額	税込計
1	令和 8 年 4 月			
2	令和 8 年 7 月			
3	令和 8 年 10 月			
4	令和 9 年 1 月			
5	令和 9 年 4 月			
6	令和 9 年 7 月			
7	令和 9 年 10 月			
8	令和 10 年 1 月			
9	令和 10 年 4 月			
10	令和 10 年 7 月			
11	令和 10 年 10 月			
12	令和 11 年 1 月			
13	令和 11 年 4 月			
14	令和 11 年 7 月			
15	令和 11 年 10 月			
16	令和 12 年 1 月			

17	令和 12 年 4 月			
18	令和 12 年 7 月			
19	令和 12 年 10 月			
20	令和 13 年 1 月			
21	令和 13 年 4 月			
22	令和 13 年 7 月			
23	令和 13 年 10 月			
24	令和 14 年 1 月			
25	令和 14 年 4 月			
26	令和 14 年 7 月			
27	令和 14 年 10 月			
28	令和 15 年 1 月			
29	令和 15 年 4 月			
30	令和 15 年 7 月			
31	令和 15 年 10 月			
32	令和 16 年 1 月			
33	令和 16 年 4 月			
34	令和 16 年 7 月			
35	令和 16 年 10 月			
36	令和 17 年 1 月			
37	令和 17 年 4 月			
38	令和 17 年 7 月			
39	令和 17 年 10 月			
40	令和 18 年 1 月			
41	令和 18 年 4 月			
42	令和 18 年 7 月			
43	令和 18 年 10 月			
44	令和 19 年 1 月			
45	令和 19 年 4 月			
46	令和 19 年 7 月			
47	令和 19 年 10 月			
48	令和 20 年 1 月			
49	令和 20 年 4 月			
50	令和 20 年 7 月			
51	令和 20 年 10 月			
52	令和 21 年 1 月			

53	令和 21 年 4 月			
54	令和 21 年 7 月			
55	令和 21 年 10 月			
56	令和 22 年 1 月			
57	令和 22 年 4 月			
58	令和 22 年 7 月			
59	令和 22 年 10 月			
60	令和 23 年 1 月			
61	令和 23 年 4 月			
計				

別紙6 サービス購入費の改定方法

1 物価変動による改定

(1) 施設整備業務のうち、建設業務に係る費用の改定

1) 改定の対象となるサービス購入費

サービス購入費A-2

2) 改定方法

建設業務を行う期間において、日本国内における賃金水準又は物価変動により、建設業務に係る費用が不適当となった場合、市と事業者は協議のうえ、以下の変更を行うことができる。

① 市又は事業者は入札及び提案に係る書類の受付締切月（令和5年1月）の「建築費指数」（一般財団法人建設物価調査会）における「建築費指数・工事原価一学校（RC）」の指数（以下、「建築費指数」という。）と建設業務着工日の属する月の建築費指数を比較して1.5%を超える差が生じた場合、1.5%を超える差分に応じて協議のうえ、改定を行うことができる。

② 計算式

物価変動率>0.015の場合

改定後の建設業務費用=提案時の建設業務費用×(1+(物価変動率)-0.015)

物価変動率<-0.015の場合

改定後の建設業務費用=提案時の建設業務費用×(1+(物価変動率)+0.015)

(2) 施設整備業務に係る費用（建設業務に係る費用を含む）の改定

1) 改定の対象となるサービス購入費

サービス購入費A-1、A-2、B、C及びE-1

2) 改定方法

施設整備業務を行う期間において、日本国内における賃金水準又は物価変動により、施設整備業務に係る費用が不適当となった場合、市又は事業者は以下の変更を請求することができ、協議のうえ、施設整備業務に係る費用の改定を行うことができる。

① 特別な要因により施設整備業務期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、施設整備業務に係る費用が不適当となったときは、市又は事業者は変更を請求することができる。

② 予期することのできない特別の事情により、施設整備業務期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションが生じ、施設整備業務に係る費用が著しく不適当となったときは、市又は事業者は変更を請求することができる。

(3) 維持管理業務に係る費用の改定

- 1) 改定の対象となるサービス購入費
サービス購入費D

2) 改定方法

維持管理業務のサービス購入費（公租公課を除く。）については、事業契約書等に基づいて決定される金額を基に物価変動率を勘案して令和8年度支払分から改定するものとする。改定方法については、「企業向けサービス価格指数：日本銀行調査統計局」を用い、前回改定年度の前年度の指数の平均値と比較して3.0パーセント以上の差が生じた場合又は初回若しくは前回改定年度から累積で3.0パーセント以上の差が生じた場合に下表に定める指標に基づき、次年度分のサービス購入費の改定を行う。ただし、企業向けサービス価格指数の消費税増税に伴う増加分については対象外とするとともに、企業向けサービス価格指数が著しく変動した場合は、厚生労働省の毎月勤労者統計調査の結果等も考慮し、市場価格の実態に合うよう、市及び事業者の協議によるものとする。各年度の維持管理業務に係るサービス購入費は、次式によって表されるものとする。

【改定に用いる指標】

業務名	該当する業務の内訳	使用する指標
維持管理業務	警備保安業務	「企業向けサービス価格指数」—警備（日本銀行調査統計局）
	上記以外の維持管理業務	「企業向けサービス価格指数」—建物サービス（日本銀行調査統計局）

計算式	$P(t) = Ps(t) \times CSPI(t-1) / CSPIs$ <p><凡例></p> <p>P(t) : 改定後の支払額</p> <p>Ps(t) : 前回改定後の支払額（初回は提案に示された支払額）</p> <p>CSPI(t-1) : 改定時前年度の価格指数（年度平均値）</p> <p>CSPIs : 前回改定年度の前年度の価格指数（年度平均値）（初回は提案を受けた年度の価格指数）</p>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・改定率（CSPI(t-1)/CSPIs）に小数点以下第3位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 ・技術革新等により維持管理業務に係る費用が著しく縮減する場合には、市及び事業者の協議により改定するものとする。

3) 改定の手続き

事業者は、毎年度9月末日までに、指標値の根拠となる資料を添付して翌年度のサ

サービス購入費Dの合計金額を市へ報告し、市の確認を受ける。改定を行わない場合も同様とする。

(4) 支払方法

物価変動による改定を行う場合にあっては、その増額又は減額対象の業務内容によりサービス購入費を増額又は減額して支払う。

2 金利変動による改定

(1) 改定の対象となるサービス購入費

サービス購入費A-2

(2) 改定方法

提案書類の提出時に使用する基準金利と下記金利確定日の基準金利に差が生じた場合は、この差に応じてサービス購入費を改定する。なお、スプレッドは事業者の提案の値によるものとし、改定の対象としない。

基準金利	東京時間午前10時現在の東京スワップレフアレンスレート（T S R）・リフィニティブのコード “J P T S R T O A=R F T B” に提示されている6箇月TONAベース15年物（円／円）金利スワップレートとする。ただし、上記により基準金利がマイナスとなる場合は、基準金利を0パーセントとする。
金利確定日	令和8年1月31日の2銀行営業日前

事業者は、基準金利が確定した後、改定後のサービス購入費A-2について市に報告し、市の確認を受ける。なお、金利確定日までに基準金利の指標が廃止された場合、市と事業者の協議の上、代替となる指標を設定するものとする。

(3) 支払方法

市が確認した改定後のサービス購入費について、別紙5に定める支払方法に準じて支払うものとする。ただし、金利変動による改定が行われ、市の想定金額（本契約に基づき市が当該年度の予算として措置した金額）を超えた場合は、初年度分は改定前の金額を支払い、増額分の金額については、翌年度に支払うものとする。

3. その他業務内容等の見直しによる改定

制度の変更等により予定していた業務が必要でなくなった場合などに、市は事業者に対して、隨時その旨の通知を行い、業務内容等を変更し、サービス購入費の見直しを求めることができる。

別紙7 法令変更による損害、損失及び費用の負担割合

番号	内容	市の負担割合	事業者の負担割合
1	本事業のみに特別に影響を及ぼす法令等の新設・変更の場合	100%	0%
2	消費税及び地方消費税の税率変更の場合	100%	0%
3	1・2以外の法令等及び税制度の新設・変更の場合	0%	100%

別紙8 不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合

1 施設整備業務期間

施設整備業務期間に不可抗力が生じ、施設整備業務に関連して損害、損失又は費用（ただし、事業者の得べかりし利益は含まない。以下、別紙8において同じ。）が発生した場合、当該損害、損失及び費用のうち、第三者より損害賠償又は政府による支援等により補填されなかった費用の額が施設整備業務期間中に累計で、別紙5に記載する「サービス購入費の支払方法」のサービス購入費A-1、A-2、B、C及びE-1に相当する金額から割賦手数料を控除した額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の1パーセントに至るまでは、事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。

2 維持管理業務期間

維持管理業務期間中に不可抗力が生じ、維持管理業務に関連して損害、損失又は費用が発生した場合、当該損害、損失及び費用のうち、第三者による損害賠償又は政府による支援等により補填されなかった費用の額が一事業年度につき累計で不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべき維持管理業務等に係るサービス購入費（サービス購入費D及びE-2）に当該額に係る消費税等相当額の合計額の1パーセントに至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。

3 その他

上記1、2いずれの場合であっても、当該不可抗力事由により事業者の負担額を超える額の保険金が支払われた場合、当該事業者の負担額を超える額の保険金額相当額は、市の負担すべき損害、損失及び費用の額から控除する。

上記にかかわらず、事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより施設整備業務又維持管理業務に関連して損害、損失及び費用が発生した場合並びに事業者が付保義務のある保険の加入又は維持を怠ったことにより当該損害、損失及び費用が保険により填補されない場合は、当該損害、損失及び費用の全額を事業者が負担しなければならない。

別紙9 保証書の様式

●●【建設企業の名称、解体企業の名称及び什器備品調達・引越企業の名称を記入】（以下「保証人」という。）は、（仮称）水橋地区義務教育学校整備事業（以下「本事業」という。）に関連して、●●（以下「事業者」という。）が富山市（以下「市」という。）との間で締結した令和●年●月●日付け事業契約書（以下「本事業契約」という。）に基づいて、事業者が市に対して負担する以下の第1条の債務につき事業者と連帯して保証する（以下「本保証」という。）。なお、本保証において用いられる用語は、本保証において特に定義された場合を除き、本事業契約において定められるのと同様の意味を有するものとする。

（保証）

第1条 保証人は、本事業契約第45条に基づく事業者の市に対する債務（以下「主債務」という。）のうち、保証人の担当業務に係る債務を保証する。

（通知義務）

第2条 市は、本保証の差入日以降において本事業契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合には、遅滞なく当該事由を保証人に対して通知しなければならない。本保証の内容は、市による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

（保証債務の履行の請求）

第3条 市は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、市が定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。

2 保証人は、保証債務履行請求書を受領した日から7日以内に当該請求に係る保証債務の履行を開始しなければならない。市及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議のうえ、決定するものとする。

3 保証人は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である保証債務の履行については、当該保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に当該請求に係る保証債務の履行を完了しなければならない。

（求償権の行使）

第4条 保証人は、本事業契約に基づく事業者の主債務が全て履行されるまで、保証人が本保証に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。ただし、市及び事業者の同意がある場合は、この限りでない。

（終了及び解約）

第5条 保証人は、本保証を解約することができない。

2 本保証は、本事業契約に基づく事業者の主債務が終了又は消滅した場合、終了するものとする。

(管轄裁判所)

第6条 本保証に関する訴訟、和解及び調停に関しては富山地方裁判所を第一審の専属的合意
管轄裁判所とする。

以上の証として本保証書2部を作成し、保証人はこれを市に差し入れ、1部を自ら保有す
る。

令和●年●月●日

保証人 ●●●●